鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

令和2年(2020年)8月

鎌倉市・逗子市・葉山町

目 次

第 1	章 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	ごみ処理広域化の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	計画の目的及び位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
<i>tt</i> 0	ᆥᄼᅷ	
	章 鎌倉市・逗子市・葉山町の地域概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	地域概要	2
2	地域特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
笙 3	章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
ر 1	ごみ処理の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ç
2		17
3		27
4	24	28
5		29
6	ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
7	生ごみ処理容器等の助成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第 4	章 人口及び資源物とごみの総排出量の推計 ・・・・・・・・	33
1		33
2		34
2	央#バアク」C C V / V / MC [ク「 山 里 V] E D	<u></u>
第 5	章 広域化の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	39
1	課題と連携の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2	基本大針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

第6	草こ	こみの)		• 資	源化	施	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		42
1	実施ス	方針				•		•		•		•				•	•					•		42
2	家庭想	から排出	出され	る燃	*やす	ナご	みの)減:	量•	資.	源(化旅	飯策			•		•			•			42
3	事業を	掛から 打	非出さ	れる	ごみ	ナの	減量	t • :	資源	化	施知	策•	•		•		•		•	•			•	43
4	取り約	狙むべき	きその	他σ	施領	ŧ						•		•			•							44
5	可燃	ごみ量の	の将来	予測	IJ	•		•		•	•		•	•	• •	•	•		•	•			•	45
左	* -	<i>[≽] 7. h</i> п т	m +/ - =	ቤ ጥ	击ケ /出	- - -	ΔI																	47
弗 /	章こ						-	•													•	•		47
1	ごみタ	処理施 詞	殳整備	のオ	えた	ī ·		•		•	•	• •	٠	•		•	•		•	•		•		47
2	第Ⅰ	胡(令和	2年	隻~⁴	令和	6年	度)	計画	画の	整值	黄ブ	計		•		•	•		•	•			•	48
3	第Ⅱ期	胡(令和	7年月	隻~⁴	令和	11 :	年度	:)計	画	り整	備	方針	计	•	•	•				•			•	51
4	整備ス	スケジュ	ュール	,		•		•					•	•	•		•	•		•	•			54
5	ごみタ	処理施 詞	殳の集	約化	(等に	こよ	るこ	` <i></i>	処理	経	費(の約	富減	.				•					•	54
6	2市	1 町に	おける	将来	きのこ	゚゙゚゚゚゚	処理	体	制に	つ	۲٧.	て・	•	٠	•		•	•		•	•		•	55
第8	호 및	├画の‡	#`#-	⊢⊭⊏					_						_			_		_				58
		· · ·		7 來	•	•	•	•														•		
1	連携に	本制・		• •	٠.	•		•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•		•	•	•		58
2	費用負	負担のス	方法		٠.	•		•		٠	•		٠	•	•	٠.	•	•		•	•		•	58
3	計画の	の進行的		び見	直し	, •	٠.	•		•	•		•	•	•		•	•		•	•		•	59
資料	編																							
	料 1	用語の	の解言	兑																				
		· · · · · · · · · · · · ·	. /J H																					

資料2 可燃ごみ量の将来予測 資料3 可燃ごみ焼却経費試算

第1章 計画策定の趣旨

1 ごみ処理広域化の目的

各家庭や事業所などから排出される一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づいて、それぞれの市町村が処理をしています。

今後予想される人口減少など社会状況の変化に伴う課題に対応する必要に迫られる中、各市町村単独で処理するだけでなく、連携して取り組むことで、環境面、財政面を考慮した安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図るものです。

2 計画策定の背景

平成9年度(1997年度)に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の 広域化計画について(平成9年(1997年)5月28日付環衛173号厚生省生活衛生局水道 環境部環境整備課長通知)」が示されました。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に 向け、次の事項を目的とした実施計画を策定することとされました。

- ①ダイオキシン類削減対策
- ②焼却残渣の高度処理対策
- ③マテリアルリサイクルの推進
- ④サーマルリサイクルの推進
- ⑤最終処分場の確保対策
- ⑥公共事業のコスト削減

神奈川県は、この通知に基づき平成10年(1998年)3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮しつつ県内を「横浜」「川崎」「横須賀三浦」「湘南東」「湘南西」「大和高座」「厚木愛甲」「相模原」「県西」の9つのブロック圏域に区分し、ごみ処理の広域化を進めることとしています。

鎌倉市、逗子市及び葉山町は、横須賀三浦ブロック(4市1町:横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)に区割りされ、平成10年(1998年)7月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」、平成13年(2001年)4月には「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」を設置し、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始しました。

しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、平成18年(2006年)1月に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散することとなりました。

その後、平成 18 年(2006 年) 2月に鎌倉市と逗子市は、「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域 化検討協議会」を設置し、同年4月に覚書を締結し、2市での広域処理に向けた協議を 開始しました。しかし、協議のめどが立たないことから、平成22年(2010 年)2月に覚書 を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将来 の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。その後、逗子市と葉山町のごみの共同処理の協議開始を受け、平成 28 年(2016 年) 5月に葉山町を加えた鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、連携を目的とした覚書の締結に向けた協議を開始しました。同年7月、鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する「覚書」(以下「覚書」という。)を締結し、ごみ処理の広域連携を進めていくこととしました。

ごみ処理の広域連携にあたっては、覚書の基本理念に基づきゼロ・ウェイストの実現を目指して、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、適正なごみ処理体制の実現を目指した既存施設における共同処理、効率的かつ効果的なごみ処理を推進するための廃棄物処理システムの構築について、検討を進めていくこととしました。

3 基本理念

鎌倉市・逗子市・葉山町(以下「2市1町」という。)は、資源の無駄をなくし、環境 負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

基本理念:環境負荷の少ない循環型社会の形成に 資するゼロ・ウェイストの実現を目指す。

4 計画の目的及び位置づけ

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(以下「本実施計画」という。)は、 国及び神奈川県の考えに基づき、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取組についての基本的な方向性を示すために策定するものです。

本実施計画の位置づけは、図1に示すとおりです。

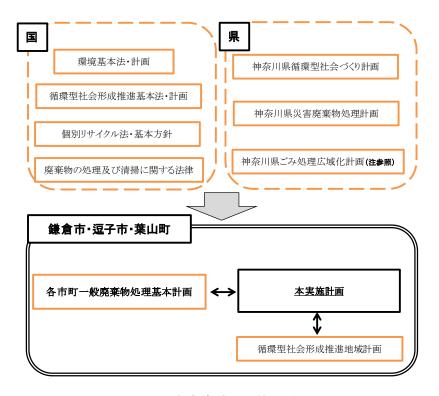


図1 本実施計画の位置づけ

(注) ごみ処理広域化の取組は、神奈川県ごみ処理広域化計画における取組を引き継ぎ、「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置づけて推進しています。

5 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)を初年度とし、構成市町のごみ処理 計画等との整合を図り、令和11年度(2029年度)までの10年間とします。また、今後の 動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町の地域概要

1 地域概要

(1)位置

2市1町の位置を図 2.1 に示します。2市1町は、神奈川県の南東部、三浦半島の内部に位置し、南側に面する海からの影響で、内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かいという温暖な気候に恵まれています。総面積は73.99km²で神奈川県全域の3.1%を占めています。

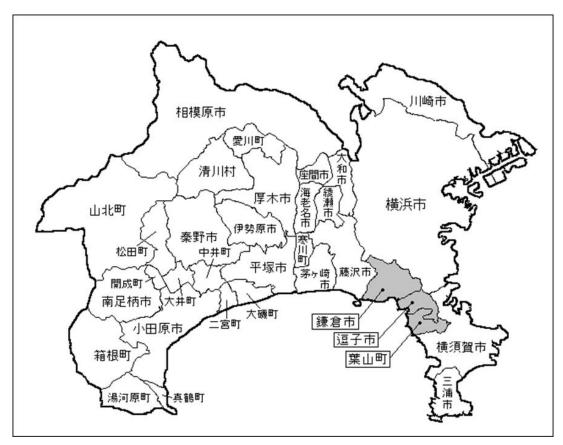


図 2.1 位置図

(2) 人口と世帯数の推移

2市1町の人口と世帯の推移を表 2.1 及び図 2.2 に示します。

平成 29 年度 (2017 年度) の 2 市 1 町の人口は、264,687 人で、各市町とも減少傾向にあり、 2 市 1 町では平成 24 年度 (2012 年度) から平成 29 年度 (2017 年度) までで 3,271 人減少しています。

また、平成 29 年度(2017 年度)の2市1町での人口比率は、鎌倉市が65.1%、逗子市が22.8%、葉山町が12.1%となっています。

表 2.1 人口及び世帯数の推移

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	人口(人)	174,162	173,523	173,530	173,019	172,337	172,284
	世帯(世帯)	73,226	73,328	73,701	73,035	73,149	73,666
逗子市	人口(人)	60,983	60,859	60,729	60,425	60,556	60,439
選丁川	世帯(世帯)	24,018	24,082	24,164	24,103	24,415	24,520
葉山町	人口(人)	32,813	32,545	32,478	32,096	32,109	31,964
米山町	世帯(世帯)	12,671	12,636	12,710	12,580	12,582	12,647
圏域	人口(人)	267,958	266,927	266,737	265,540	265,002	264,687
圏域	世帯(世帯)	109,915	110,046	110,575	109,718	110,146	110,833

※ 逗子市の人口には池子米軍住宅人口 3,000 人を含む

出典 鎌倉市: 平成30年(2018年)版 鎌倉の統計

逗子市:統計ずし 2018 年度(平成 30 年度)版 葉山町:平成 30 年度(2018 年度) 統計はやま

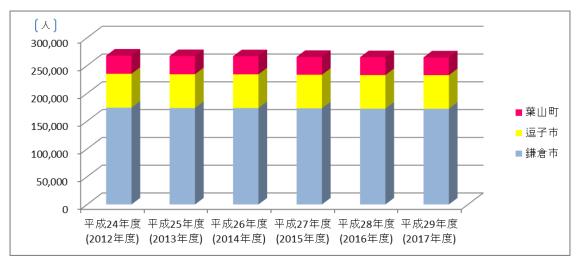


図2.2 人口の推移

(3) 土地利用の状況

2市1町の土地利用の状況を表 2.2に示します。

鎌倉市では、宅地が38.9%を占め、次に森林が32.2%を占めています。 逗子市では、森林が51.7%を占め、次に宅地が26.2%を占めています。 葉山町では、森林が51.5%を占め、次に宅地が22.9%を占めています。

表 2.2 土地利用の状況

区分		単位	農用地	森林	水面·河川 ·水路	道路	宅地	その他	計
鎌倉市	面積	(ha)	102	1,278	21	344	1,541	680	3,967
	割合	(%)	2.6	32.2	0.5	8.7	38.9	17.1	100
逗子市	面積	(ha)	7	894	9	136	452	231	1,728
泛上山	割合	(%)	0.4	51.7	0.5	7.9	26.2	13.4	100
葉山町	面積	(ha)	35	878	6	103	390	292	1,704
米山町	割合	(%)	2.1	51.5	0.4	6.0	22.9	17.1	100
#	面積	(ha)	144	3,050	36	583	2,383	1,203	7,399
βİ	割合	(%)	2.0	41.2	0.5	7.9	32.2	16.3	100

※計は端数により一致しない場合があります。

出典:神奈川県 令和元年度 土地統計資料集

(4)産業の動向

2市1町の産業大分類別事業所数をみると、鎌倉市では卸売・小売・飲食店が43.8% を占め、次にサービス業が32.2%を占めています。

逗子市ではサービス業が 50.5%を占め、卸売・小売・飲食店が 24.4%を占めています。

葉山町では卸売・小売・飲食店が38.8%を占め、続いてサービス業が32.9%を占めています。

表 2.3 産業大分類別事業所及び従業者数

	総	数	農業・林	業・漁業	鉱	業	建設業		
区分	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	
鎌倉市	7, 558	72, 981	12	69	0	0	455	1, 992	
逗子市	1, 891	15, 195	1	21	0	0	142	575	
葉山町	982	7, 736	1	43	0	0	129	596	
計	10, 431	95, 912	14	133	0	0	726	3, 163	

	製造	 造業	電気・ガス	ス・水道業	運輸・	通信業	卸売・小売・飲食店		
区分	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	
鎌倉市	218	7, 964	5	191	218	5, 865	3, 307	23, 779	
逗子市	52	269	2	8	37	485	462	3, 465	
葉山町	28	172	1	6	33	290	381	2, 794	
計	298	8, 405	8	205	288	6,640	4, 150	30, 038	

	金融・	保険業	不動	産業	サート	ごス業	公 務		
区分	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	事業所数 (社)	従業員数 (人)	
鎌倉市	92	1, 309	780	2, 366	2, 437	27, 936	34	1,510	
逗子市	19	280	208	612	955	8, 841	13	639	
葉山町	6	26	68	165	323	3, 311	12	333	
計	117	1, 615	1, 056	3, 143	3, 715	40, 088	59	2, 482	

出典: 平成 26 年経済センサス基礎調査

※卸売・小売・飲食店には宿泊業を含みます。

※サービス業は学術、専門・技術、生活関連、教育・学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業(他に分類されていないもの)の合計数

2 地域特性

(1) 観光人口

2市1町の入込観光客数の推移を表 2.4 及び図 2.3 に示します。

2市1町は、全国でも有数の観光地である鎌倉市を有し、平成29年(2017年)の2市 1町の入込観光客数は、約2,200万人となっています。鎌倉市が約92%を占めていま す。

表 2.4 入込観光客数の推移

(千人)

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
鎌倉市	19,743	23,083	21,956	22,926	21,285	20,424
逗子市	1,353	994	800	889	1,015	977
葉山町	573	581	587	611	662	687
計	21,669	24,658	23,343	24,426	22,962	22,088

出典:神奈川県入込観光客調査結果

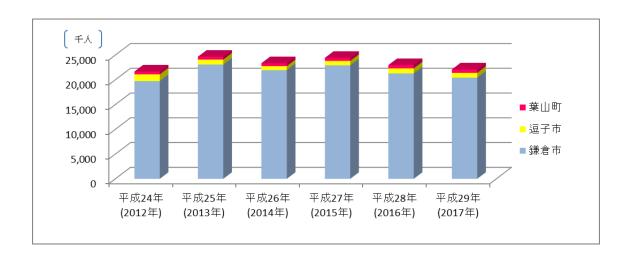


図 2.3 入込観光客数の推移

第3章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等

1 ごみ処理の概要

2市1町のごみ処理の概要は、次に示すとおりです。

(1) ごみの分別区分

2市1町のごみの分別区分は、表 3.1~表 3.3 に示すとおりです。

また、2市1町のごみの分別区分の相違点は、表 3.4 に示すとおりで、プラスチックごみに相違が見られる以外ほぼ同様であり、主に資源ごみの分別区分に違いが見られます。

表 3.1 鎌倉市のごみの分別区分

		分別区分	収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
		燃やすごみ	直営•委託		週2回	有料袋(指定収集袋)	
		燃えないごみ	直営•委託		月1回	有料袋(指定収集袋)	
		容器包装プラスチック	委託	ステーション	週1回	透明•半透明袋	
		製品プラスチック	直営•委託	N/	月1回	透明•半透明袋	
		ミックスペーパー	委託		週1回	紙袋	
		紙パック	委託		週1回	結束	
		新聞紙	委託		週1回	結束	
		雑誌•古本	委託	ステーション・拠	週1回	結束	
家庭	収	ボール紙・クラフト紙	委託	点回収	週1回	結束・紙袋(ボール紙のみ)	
系	集	段ボール	委託		週1回	結束	
710		布類	委託		週1回	透明•半透明袋	
		植木剪定材	直営•委託	·	週1回	透明•半透明袋、結束	
		ペットボトル	直営•委託		週1回	透明•半透明袋	
		飲食用カン・ビン	委託	N/	週1回	コンテナ	
		危険・有害ごみ	直営•委託		月1回	透明•半透明袋、紙包	
		使用済み食用油	直営•委託		月1回	ペットボトル	
		粗大ごみ・臨時ごみ	直営	自ら運搬又は戸 別収集(予約制)	随時	_	
		燃やすごみ	丰米 **) ~]	7 1 T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
中光-	T.	紙類		る自己搬入または	随時		
尹耒:	事 兼 糸	植木剪定材	- 一般廃業® - 者への自主	物収集運搬許可業 - 季	随时	_	
		布類	7-0	- 女 H L			

表 3.2 逗子市のごみの分別区分

		 分別区分	収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
		燃やすごみ	直営·委託		週2回	指定袋(有料)	
		不燃ごみ	委託		週1回	指定袋(有料)	
		危険有害ごみ	委託		2週1回	透明·半透明袋	
	ıl 	ペットボトル	委託	ステーション	週1回	透明•半透明袋	
	収集	容器包装プラスチック	直営•委託	スケーション	週1回	透明·半透明袋	
	*	あきびん	委託		2週1回	透明·半透明袋	
		草・葉・植木ごみ	委託		2週1回	透明·半透明袋	
		小型家電	委託		2週1回	透明·半透明袋	
		粗大ごみ	直営	戸別	随時	証紙貼付	
		新聞				結束	
		雑誌	登録業者		週1回(地 区により異 なる場合 有)	結束	
家	#:	段ボール		ステーション		結束	
庭	集団	飲料用紙パック				結束	
系	回	ミックスペーパー				紙袋	
	収	布類				透明•半透明袋	
		アルミ缶				透明•半透明袋	
		スチール缶				透明•半透明袋	
		家庭金物				透明·半透明袋	
		廃インクカートリッジ	直営				
	拠	廃蛍光管					
	点	水銀式体温計					
	回	廃食用油	委託	拠点	随時	回収ボックス	
	収	あきびん					
		乾電池・小型充電式電池					
		CD·DVD類	An about the				
事業	美系	事業者による自己搬入または一 業者への自主委託	随時	_			
		来有への日土安託				l	

表 3.3 葉山町のごみの分別区分

		分別区分	収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
		燃やすごみ	直営		週2回	透明・半透明の袋
		容器包装プラスチック	直営	戸別	週1回	透明・半透明の袋
		プラスチックごみ	直営		月1回	透明・半透明の袋
		ペットボトル	委託		月2回	コンテナに入れる
		透明びん	委託		月2回	コンテナに入れる
	収集	茶色びん 委託			月2回	コンテナに入れる
		その他の色のビン	委託		月2回	コンテナに入れる
		白色トレイ	委託		月2回	コンテナに入れる
		廃食油	委託	ステーション	月2回	フタ付き容器に入れる
		埋立ごみ	委託		月1回	コンテナに入れる
家庭		小型電気製品	委託		月1回	コンテナに入れる
系		乾電池	委託		月1回	コンテナに入れる
710		蛍光管•電球	委託		月1回	コンテナに入れる
		草木類	直営		週1回	透明・半透明の袋
		粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	随時申込/搬入	_
		新聞、雑誌、ダンボール				
	<i>H</i> :	紙パック				
	集団	ミックスペーパー				
	口	アルミ缶・スチール缶	登録業者	ステーション	週1回	コンテナに入れる
	収	金属製調理器具				
		その他金属類				
		古布•衣類				
車者		事業者による自己搬入また	随時	_		
+7	トハ	可業者への自主委託			kn _i	

表 3.4 分別区分の違い

品目	鎌倉市		逗子市		葉山町	
前日	分別区分	収集方法	分別区分	収集方法	分別区分	収集方法
製品プラスチック	製品プラスチック	収集	(燃やすごみ)	(収集)	プラスチックごみ	収集
白色トレイ	(容器包装プラスチック)	(収集)	(容器包装プラスチック)	(収集)	自色トレイ	収集
小型家電	(燃えないごみ)	(収集)	小型家電	収集	小型電気製品	収集
金属製調理器具	(燃えないごみ)	(収集)	家庭金物	集団	金属製調理器具	集団
その他金属ごみ	(燃えないごみ)	(収集)	(不燃ごみ)	(収集)	その他金属類	集団
廃食用油	使用済み食用油	収集	廃食用油	拠点	廃食油	収集
蛍光管・電球	(危険・有害ごみ)	(収集)	廃蛍光管	拠点	蛍光管・電球	収集
乾電池	(危険・有害ごみ)	(収集)	乾電池・小型充電式電池	拠点	乾電池	収集
体温計 (水銀式)	(危険・有害ごみ)	(収集)	水銀式体温計	拠点	(蛍光管・電球)	(収集)
CD·DVD	(製品プラスチック)	(収集)	CD·DVD類	拠点	(プラスチックごみ)	(収集)
廃インクカートリッジ	廃インクカートリッジ	拠点	廃インクカートリッジ	拠点	(プラスチックごみ)	(収集)

収集:市町による直接収集 拠点:拠点による回収 集団:集団回収

- (注) 品目欄の品目の各市町における分別区分を表しています。() 内に記載している分別区分は、品目欄の品目を、単独ではなく、() 内に記載している分別区分に含まれる品目の一つとして収集等を行っていることを表しています。
 - (例) 白色トレイ・・・葉山町は白色トレイとして単独の品目で収集、鎌倉市及び逗子 市は容器包装プラスチックに含まれる品目の一つとして収集

(2) 中間処理施設の整備状況

中間処理施設の設置状況は、表 3.5 に示すとおりです。また、2 市 1 町の中間処理施設の位置は、図 3.1 に示すとおりです。

表 3.5	中間処理施設の整備状況	ı
10.0	1 101 X=X=NB 0X Y 2 IE, NB 1/X1/L	_

			 市	逗子市 葉山町		山町	
		規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度
焼却施設		150	S57. 2	140	S56. 11	40(※2)	S52.4(※ 2)
den I wa	破砕施設	100(※1)	S57. 2	II	=	II	-
粗大ごみ 処理施設	圧縮施設	20(※1)	S57. 2	II	=	II	-
人	併用施設	ı	=	30	S54.6	10	S53. 4
	カン・ビン	20	Н9. 4	I	_	1	_
	ミックスペーバー	20	Н9. 4	I	_	1	_
資源化施設	ペットボトル	ı	-	1. 25	H11. 11	-	-
	容器包装プラスチック	-	=	16.8	R2. 4		_
	植木剪定枝	_	_	3. 75	H22. 9	-	_

(※1) 鎌倉市の破砕施設及び圧縮施設の規模は名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの合計規模

(※2) 葉山町の焼却施設は、平成22年に焼却を停止

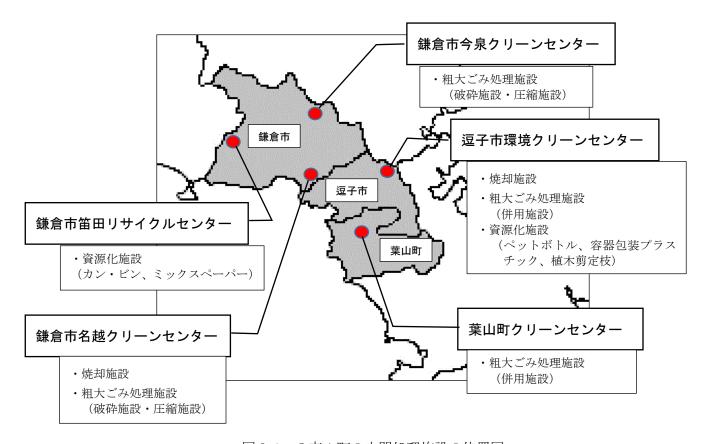


図 3.1 2市1町の中間処理施設の位置図

(3) 最終処分場の整備状況

最終処分場の整備状況は、表 3.6 に示すとおりで、逗子市のみが最終処分場を整備 していますが、最終処分場の残余容量が少なくなってきていることから、焼却残さの 処理については、平成 26 年度(2014 年度)から市外の民間事業者に委託しています。

なお、鎌倉市及び葉山町は埋立可能な最終処分場を持たず、焼却残さの処理は、市 外の民間事業者に委託しています。

表 3.6 最終処分場の整備状況

	埋立開始	埋立地面積(m²)	埋立地容量(m³)
逗子市	平成5年(1993年)6月	7,950	55, 892

(4) ごみ処理の流れ

2市1町のごみ処理の流れは、図3.2~3.4に示すとおりです。

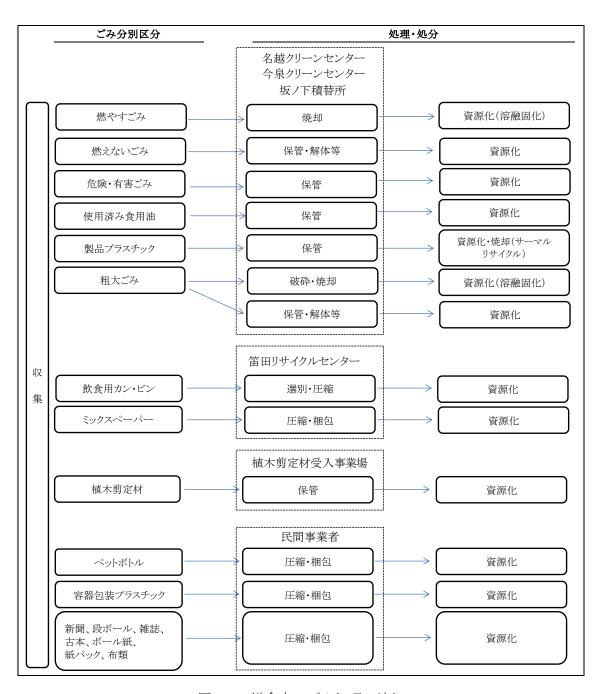


図 3.2 鎌倉市のごみ処理の流れ

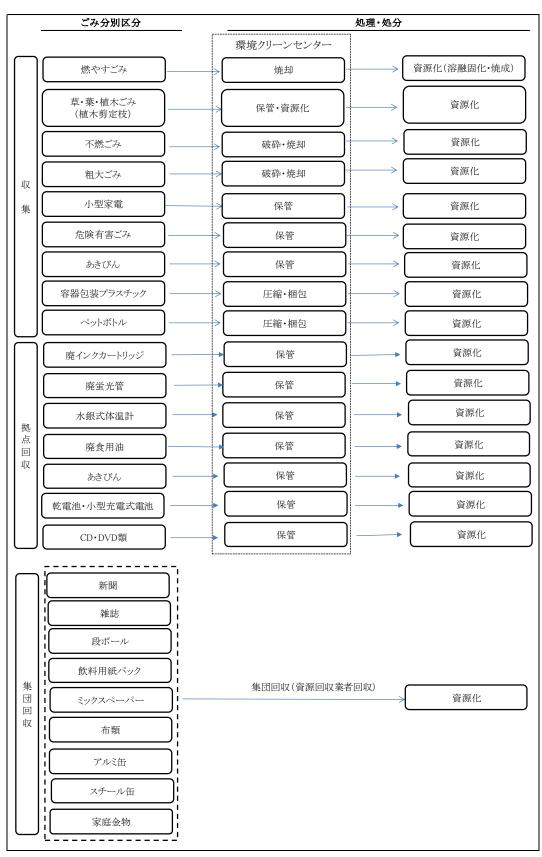


図3.3 逗子市のごみ処理の流れ

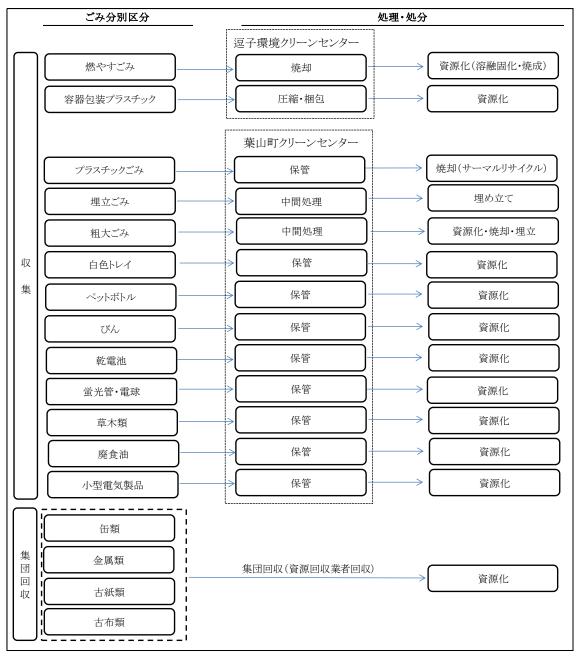


図3.4 葉山町のごみ処理の流れ

2 資源物とごみの総排出量の推移

平成 24 年度 (2012 年度) から平成 29 年度 (2017 年度) までの資源物とごみの総排出量の推移は、表 3.7~表 3.11、図 3.5~図 3.9 に示すとおりです。なお、各市町の資源物とごみの総排出量の内訳は表 3.12~表 3.15 に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移は、表3.7、図3.5及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ

鎌倉市の資源物とごみの総排出量全体は、減少傾向にあります。

家庭系資源物とごみは、平成 27 年(2015 年)4 月に燃やすごみと燃えないごみの有料化を実施したことにより、排出量が大幅に減少しており、平成 29 年度(2017 年度)はごみの有料化実施前の平成 26 年度(2014 年度)に比べ約 6,700 t (13.5%)の減少となっています。

イ 事業系資源物とごみ

事業系資源物とごみは、平成 25 年(2013 年)1 月からごみ投入検査機を導入するとともに、平成 28 年(2016 年)7 月から廃棄物発生抑制等啓発指導員を配置して、排出事業者及び搬入事業者に対して指導を行うことにより大幅に減少しており、平成 29 年度(2017 年度)は平成 24 年度(2012 年度)に比べ約 1,900 t (10.2%)の減少となっています。

表 3.7 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

						(1/ /
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ	48,797	48,779	49,647	46,471	47,831	42,943
事業系資源物と ごみ	18,706	17,225	17,275	17,198	17,577	16,803
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746

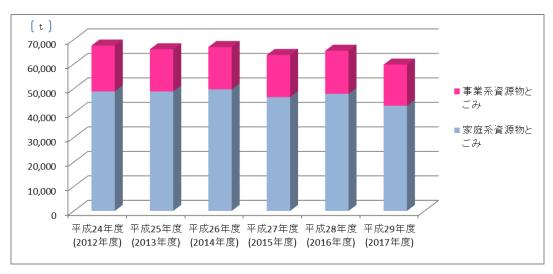


図3.5 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

(2) 逗子市

逗子市の資源物とごみの総排出量の推移は、表3.8、図3.6に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

逗子市では、平成24年度(2012年度)に事業系ごみの制度改正によって、これまで行っていた事業系のごみの収集を原則廃止し、平成27年(2015年)10月には家庭ごみ処理(燃やすごみ、不燃ごみ)の有料化と分別区分の細分化を行いました。

このようなことから、家庭系資源物とごみ(収集)は平成 27 年度(2015 年度)まで大きな変動はありませんでしたが、平成 28 年度(2016 年度)は前年度に比べ約 1,800 t (14.3%)の減少となっています。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成26年度(2014年度)まではわずかながら減少傾向にありましたが、その後家庭ごみ処理の有料化に伴って資源物分別の徹底が進み増加傾向に転じました。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ (持込み) は、平成 24 年度 (2012 年度) 以降増加傾向にありましたが、平成 29 年度 (2017 年度) は平成 28 年度 (2016 年度) に比べ 120 t (2.6%) の減少となっています。これは平成 28 年 (2016 年) 10 月に持込ごみの手数料を 150 円 /10kg から 250 円/10kg に変更した影響と考えられます。

表 3.8 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

						(1/ 十)
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652
家庭系資源物 (集団回収)	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392
事業系資源物と ごみ(持込み)	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574
合計	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618

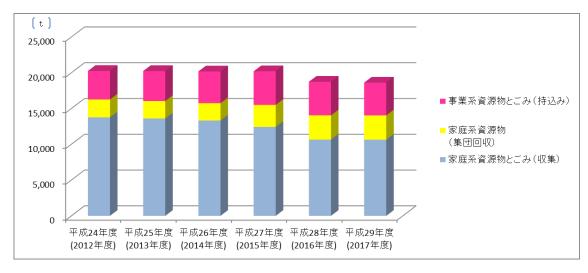


図3.6 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

(3) 葉山町

葉山町の資源物とごみの総排出量の推移は、表 3.9、図 3.7 に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

葉山町では、平成26年(2014年)6月から全町区域で燃やすごみ、容器包装プラスチック、プラスチックごみの戸別収集と資源ごみの資源ステーション回収を実施しました。

このようなことから、家庭系資源物とごみ(収集)は平成 25 年度(2013 年度)まで大きな変動はありませんでしたが、平成 26 年度(2014 年度)は前年度に比べ約 2,300 t (23.4%)の減少となっています。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成25年度(2013年度)まではわずかな増加傾向にありましたが、平成26年(2014年)6月からの紙類、金属類、布類の町による収集から集団回収移行によって、平成26年度(2014年度)は前年度に比べ約3倍の増加となりました。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、大きな変動はありません。

表 3.9 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	9,970	9,677	7,408	7,120	7,008	7,071
家庭系資源物 (集団回収)	394	552	1,705	1,879	1,818	1,799
事業系資源物と ごみ(持込み)	2,576	2,329	2,604	2,586	2,586	2,587
合計	12,940	12,558	11,717	11,585	11,412	11,457

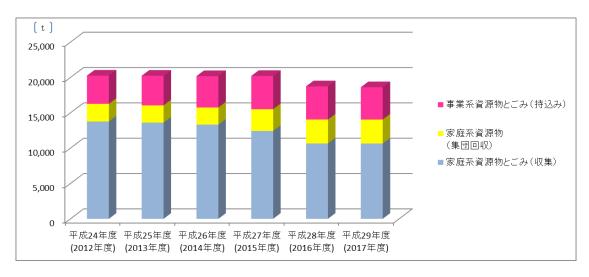


図3.7 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

(4) 2市1町

2市 1 町のごみ排出量の推移は、表 3.10、図 3.8 に示すとおりです。各市町とも収集ごみ量は減少傾向にありますが、集団回収は増加傾向にあります。

また、2市1町全体の資源物とごみの総排出量に占める各市町の割合は、表 3.11、図 3.9 に示すとおりで、おおよそ鎌倉市7割、逗子市2割、葉山町1割となっています。

表 3.10 2 市 1 町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	72,533	72,067	70,383	66,023	65,496	60,666
家庭系資源物 (集団回収)	2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,191
事業系資源物と ごみ(持込み)	25,267	23,739	24,313	24,481	24,857	23,964
合計	100,698	98,801	98,827	95,462	95,561	89,821

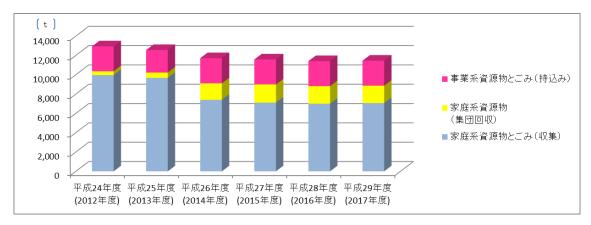


図3.8 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

表 3.11 2 市 1 町の資源物とごみの総排出量の推移

						(1/ 平)
年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市 (割合%)	67,503 (67.0)	66,004 (66.8)	66,922 (67.7)	63,669 (66.7)	65,408 (68.4)	59,746 (66.5)
逗子市	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618
(割合%)	(20.1)	(20.5)	(20.4)	(21.2)	(19.6)	` '
葉山町	12,940	12,558	11,717	11,585	11,412	11,457
(割合%)	(12.9)	(12.7)	(11.9)	(12.1)	(11.9)	(12.8)
合計	100,698	98,801	98,827	95,462	95,561	89,821
(割合%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

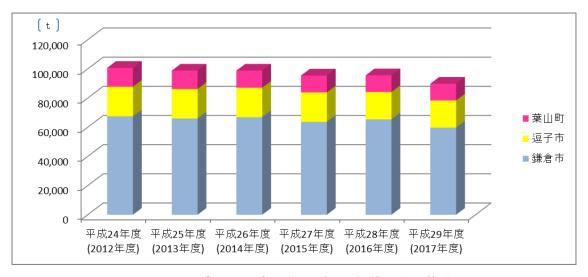


図3.9 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

表 3.12 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の内訳

							(1/平)
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
計	十画収集人口(人)	174, 162	173, 523	173, 530	173, 019	172, 337	172, 284
	燃やすごみ	24, 164	23, 919	24, 191	20, 092	19,866	19, 570
	製品プラスチック等	0	0	13	83	91	247
	植木剪定枝材	5, 162	5,004	5, 083	5, 241	5, 344	5, 288
	不燃ごみ	1, 371	1,411	1,712	925	1,013	1,016
	蛍光管·乾電池	57	54	57	50	49	49
	粗大ごみ	554	575	559	531	635	586
収	ペットボトル	511	514	503	505	504	511
集	容器包装プラスチック	2, 163	2, 178	2, 188	2,501	2,501	2, 472
	飲料用びん	1,655	1,671	1,668	1,632	1,605	1,570
	飲料用かん	440	430	411	391	380	374
	使用済み食用油	38	38	39	44	45	47
	紙類	10, 166	10,034	9,836	9, 588	9, 219	8, 935
	布類	990	979	1,056	1,020	1,001	1,042
	小計	47, 271	46, 807	47, 316	42,603	42, 253	41, 707
	燃やすごみ(家庭系)	476	918	1, 459	3, 167	4,868	960
直	燃やすごみ (事業系)	13,001	11, 513	11, 461	11, 450	11, 331	10,098
接	植木剪定枝(材)(事業系)	5, 705	5,712	5, 814	5, 748	6, 246	6, 265
搬	不燃ごみ	99	107	102	97	82	68
入	資源ごみ他	951	947	770	604	628	648
	小計	20, 232	19, 197	19,606	21,066	23, 155	18, 039
	合計	67, 503	66,004	66, 922	63, 669	65, 408	59, 746

表 3.13 逗子市の資源物とごみの総排出量の内訳

							(t/年)
					平成27年度		平成29年度
		(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
青	十画収集人口(人)	60, 983	60, 859	60, 729	60, 425	60, 556	60, 439
	燃やすごみ	10, 424	10, 253	10, 017	8, 992	7,048	6, 995
	植木剪定枝	0	0	0	471	1, 447	1, 444
	不燃ごみ	528	530	531	517	193	201
	小型家電	0	0	0	53	94	104
	危険有害ごみ	0	0	0	14	32	31
	粗大ごみ	321	348	332	312	163	170
	ペットボトル	206	202	194	189	186	188
収	容器包装プラスチック	762	765	755	845	882	903
集	あきかん・あきびん	808	813	785	654	0	0
//	あきびん	0	0	0	11	533	537
	乾電池	9	6	10	1	2	2
	廃食用油	1	2	2	3	3	3
	ビデオテープ・CD	5	4	4	7	6	6
	紙類	641	631	640	329	66	66
	布類	61	57	58	33	0	0
	スチール缶	0	0	0	1	2	2
	小計	13, 766	13,611	13, 328	12, 432	10, 657	10,652
	燃やすごみ	3,644	3,843	4, 098	3, 179	3, 289	3, 306
直	植木剪定枝	0	0	0	1, 133	1,011	920
接	不燃ごみ	16	19	9	9	13	11
搬	小型家電	0	0	0	0	3	2
入	粗大ごみ	324	322	326	375	378	335
	あきかん・あきびん	1	1	1	1	0	0
	小計	3, 985	4, 185	4, 434	4,697	4, 694	4, 574
	新聞	498	482	427	450	457	417
	雑誌	821	786	785	892	901	897
	段ボール	573	575	592	725	797	855
集	紙パック	15	15	15	16	16	15
団	ミックスペーパー	430	424	442	663	763	743
回	布類	167	161	165	237	257	258
収	スチール缶	0	0	0	45	68	64
	アルミ缶	0	0	0	35	91	97
	家庭金物	0	0	0	16	40	46
	小計	2, 504	2, 443	2, 426	3,079	3, 390	3, 392
	合計	20, 255	20, 239	20, 188	20, 208	18, 741	18,618

表 3.14 葉山町の資源物とごみの総排出量の内訳

							(t/年)
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
計	画収集人口(人)	32, 813	32, 545	32, 478	32,096	32, 109	31, 964
	燃やすごみ	5, 230	5, 218	4, 201	3, 977	3, 922	4,015
	プラスチックごみ	631	615	253	223	169	201
	植木剪定枝	1,046	1,020	932	1,052	1, 171	1, 156
	不燃ごみ	760	672	377	248	105	132
	粗大ごみ	82	88	100	83	75	83
	ペットボトル	85	86	89	90	92	92
収	容器包装プラスチック	355	441	555	568	577	590
集	ガラスびん	57	76	202	352	315	321
*	乾電池	3	0	6	14	11	10
	廃食油		1	7	9	10	10
	紙類	626	468	187	0	0	0
	白色トレイ	1	1	4	4	4	3
	ミックスペーパー	432	432	104	16	15	14
	紙パック	7	5	1	1	1	1
	小計	9, 315	9, 123	7,018	6,637	6, 467	6,628
	燃やすごみ(事業系)	1, 475	1, 388	1,708	1,849	1,846	1,844
	プラスチックごみ	180	100	93	86	52	47
直	植木剪定枝(事業系)	1, 101	941	896	737	740	743
接	不燃ごみ	118	109	61	64	87	42
搬	粗大ごみ	204	183	196	195	317	271
入	古布	23	25	28	37	22	22
	古紙	130	137	12	101	63	61
	小計	3, 231	2,883	2, 994	3,069	3, 127	3,030
	新聞				226	209	183
	雑誌	346	387	1,006	463	449	429
	段ボール				399	406	421
集	紙パック	1	2	21	23	22	21
団団	ミックスペーパー		88	335	401	383	390
	古布・衣類	39	55	159	171	166	166
収	スチール缶	3	7	49	57	57	57
141	アルミ缶	2	7	53	63	65	66
	その他金属類	3	6	82	59	44	46
	金属製調理器具	0	0	0	17	17	20
	小計	394	552	1,705	1,879	1,818	1, 799
	合計	12, 940	12, 558	11, 717	11, 585	11, 412	11, 457

表 3.15 2 市 1 町の資源物とごみの総排出量の内訳

(2012年度) (2013年度) (2014年度) (2015年度) (2016年度) (2016年度) (2015年度) (2016年度) (2016年度) (2015年度) (2016年度) (2015年度) (2016年度) (2016年度) (2015年度) (2016年度)	成29年度 017年度) 64,687 30,580 448 7,888 1,349 104
計画収集人口(人) 267,958 266,927 266,737 265,540 265,002 26 燃やすごみ 39,818 39,390 38,409 33,061 30,836 (製品) プラスチックごみ 631 615 266 306 260 植木剪定枝(材) 6,208 6,024 6,015 6,764 7,962 不燃ごみ 2,659 2,613 2,620 1,690 1,311 小型家電 0 0 0 53 94 危険有害ごみ(注) 57 54 57 64 81 粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 かき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 軽電池 12 6 16 15 13 上産 (使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 (紙パック 7 5 1 1 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 2 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	64, 687 30, 580 448 7, 888 1, 349
燃やすごみ	30, 580 448 7, 888 1, 349
(製品) ブラスチックごみ 631 615 266 306 260 植木剪定枝(材) 6,208 6,024 6,015 6,764 7,962 不燃ごみ 2,659 2,613 2,620 1,690 1,311 小型家電 0 0 0 53 94 危険有害ごみ(注) 57 54 57 64 81 粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み) 食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 4 スチール缶 0 0 0 0 1 2 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 然やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	448 7, 888 1, 349
植木剪定枝(材) 6,208 6,024 6,015 6,764 7,962 不燃ごみ 2,659 2,613 2,620 1,690 1,311 小型家電 0 0 0 53 94 危険有害ごみ(注) 57 54 57 64 81 粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 かき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 まき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 8	7,888 1,349
不燃ごみ 2,659 2,613 2,620 1,690 1,311 小型家電 0 0 0 53 94 危険有害ごみ(注) 57 54 57 64 81 粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 整電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み) 食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,056 1,114 1,053 1,005 自色トレイ 1 1 4 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 1 小計 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	1,349
小型家電 0 0 53 94 危険有害ごみ(注) 57 54 57 64 81 粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき(飲料用)びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 集 6(飲料用)がん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃(使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2<	
危険有害ごみ (注) 57 54 57 64 81 粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み) 食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	104
粗大ごみ 957 1,011 991 926 873 ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み) 食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 系統類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 15 1	
ペットボトル 802 802 786 784 782 容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき (飲料用) びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み) 食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 経類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 2 シクスペーパー 432 432 104 16 15 系ポペック 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	80
容器包装プラスチック 3,280 3,384 3,498 3,914 3,960 あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき(飲料用)びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 まき(飲料用)かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃(使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3	839
あきかん・あきびん 808 813 785 654 0 あき(飲料用)びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき(飲料用)かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃(使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	791
収集 あき(飲料用)びん 1,712 1,747 1,870 1,995 2,453 あき(飲料用)かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	3, 965
集 あき (飲料用) かん 440 430 411 391 380 乾電池 12 6 16 15 13	0
乾電池 12 6 16 15 13 廃 (使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	2, 428
廃(使用済み)食用油 39 41 48 56 58 ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	374
ビデオテープ・CD 5 4 4 7 6 紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	12
紙類 11,433 11,133 10,663 9,917 9,281 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	60
 布類 1,051 1,036 1,114 1,053 1,005 白色トレイ 1 1 4 2 2 2 2 432 432 104 16 15 4 4<	6
白色トレイ114444スチール缶00012ミックスペーパー4324321041615紙パック75111小計70,35269,54167,66261,67259,3775燃やすごみ(家庭系)4769181,4593,1674,868	9,001
スチール缶 0 0 0 1 2 ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	1,042
ミックスペーパー 432 432 104 16 15 紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 5 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	3
紙パック 7 5 1 1 1 小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	2
小計 70,352 69,541 67,662 61,672 59,377 燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	14
燃やすごみ(家庭系) 476 918 1,459 3,167 4,868	1
	58, 987
【 │ ぬ 中 ざ 7、 (古 光 変)	960
	15, 248
プラスチックごみ 180 100 93 86 52	47
直 植木剪定枝(材)(事業系) 6,806 6,653 6,710 7,618 7,997	7,928
接 不燃ごみ 233 235 172 170 182	109
搬 小型家電	14
入 粗大ごみ 528 505 522 570 695	606
あきかん・あきびん 1 1 1 0	0
<u> 資源ごみ他</u> 1,104 1,109 810 742 713	731
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	25, 643
新聞 844 869 1,433 676 666	600
雑誌 821 786 785 1,355 1,350	1,326
段ボール 573 575 592 1,124 1,203	1,276
集 紙パック 16 17 36 39 38	36
\Box	1, 133
	424
$ \sqrt{ x } $ ステール缶 3 7 49 102 125 125 125 125 125 125 125 125 125 12	121
アルミ缶 2 7 53 98 156	169
その他金属類 3 6 82 59 44	163
家庭金物 0 0 33 57	46
小計 2,898 2,995 4,131 4,958 5,208	46 66
合計 100,698 98,801 98,827 95,462 95,561 8 (注) 収集保険・有実ごみは鎌倉市は 労光管・乾雪池が対象である	46

(注) 収集危険・有害ごみは鎌倉市は、蛍光管・乾電池が対象である。

3 発生原単位

平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの1人1日当たりの排出量(以下「発生原単位」という。)の推移は、表3.16、図3.10に示すとおりです。

平成 29 年度 (2017 年度) の発生原単位は、鎌倉市が 950 g /人日、逗子市が 844 g /人日、 葉山町が 982 g /人日となっています。鎌倉市及び葉山町は神奈川県の平均 859 g /人日より高い値となっています。

表 3.16 発生源単位の推移

(g/人·日)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	家庭系	768	770	784	734	760	683
	事業系	294	272	273	272	279	267
	計	1,062	1,042	1,057	1,005	1,040	950
逗子市	家庭系	731	723	711	701	636	637
	事業系	179	188	200	212	212	207
	計	910	911	911	914	848	844
葉山町	家庭系	865	861	769	766	753	760
	事業系	215	196	220	220	221	222
	計	1,080	1,057	988	986	974	982
神奈川県	(平均)	923	907	894	884	872	859

※計は端数により一致しない場合があります。

出典:神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

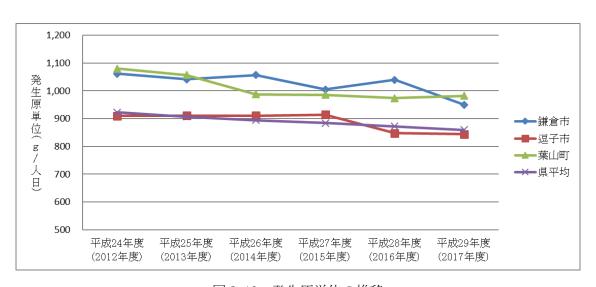


図 3.10 発生原単位の推移

4 資源化の状況

(1) 資源化率

平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの資源化率の推移は、表3.17、図3.11に示すとおりです。

平成 29 年度(2017 年度)の資源化率は、鎌倉市が 52.0%、逗子市が 47.4%、葉山町 が 44.3%となっています。県内では、上位1位から3位までを占め、神奈川県の平均 24.4%より高い資源化率となっています。

表 3.17 資源化率の推移

(%)

						(/ 0 /
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
鎌倉市	48. 1	48.8	48.5	48.7	47. 9	52.0
逗子市	28.0	28. 2	39. 1	43.0	47.6	47.4
葉山町	36. 1	36. 1	42.2	43.8	43.9	44. 3
県平均	24.8	25.3	25.7	25. 2	24.8	24. 4

出典:神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

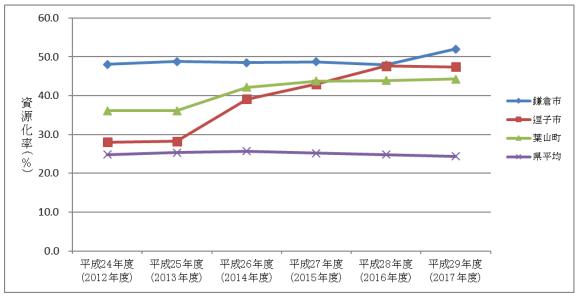


図 3.11 資源化率の推移

5 ごみ組成

不燃物類

その他

2市1町の収集ごみの組成(湿物)は、表 3.18 及び図 3.12~3.14 に示すとおりです。

表 3.18 2 市 1 町のごみ組成(湿物)

(%) 鎌倉市 逗子市 葉山町 紙類 25.7 29.4 33. 3 布類 4.6 4.7 1.8 合成樹脂類 10.6 15. 1 0.8 木・竹・わら類 3.6 2.4 3.0 厨芥類 (生ごみ) 43.3 54. 3 48.8

※ 鎌倉市及び逗子市は平成 29 年度(2017 年度)、葉山町は平成 28 年度(2016 年度)の調査結果による

1.0

5.7

2.3

8.4

0.8

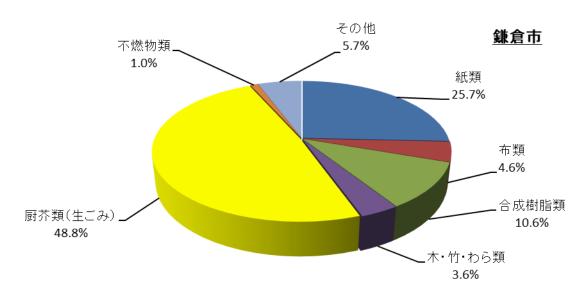


図 3.12 鎌倉市の収集ごみ組成

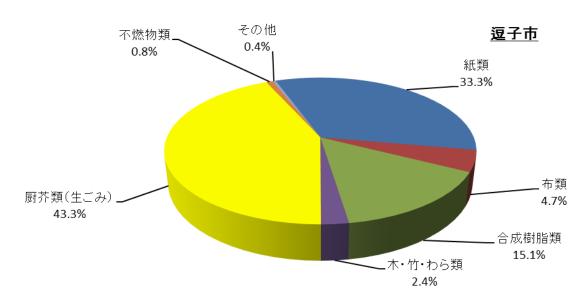


図 3.13 逗子市の収集ごみ組成

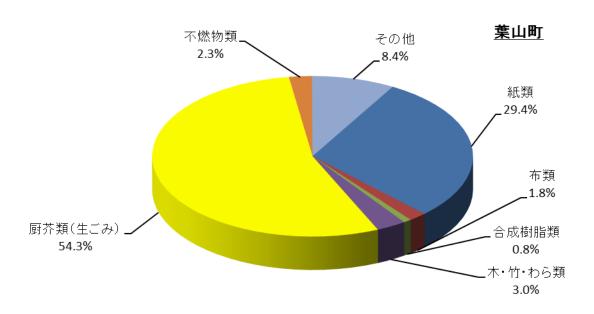


図 3.14 葉山町の収集ごみ組成

6 ごみ処理経費

2市 1 町の人口 1 人当たりの処理経費及びごみ 1 t 当たりの処理経費は、表 3.19、表 3.20、図 3.15 及び図 3.16 に示すとおりです。それぞれ神奈川県の平均よりも高い値となっています。

表 3.19 人口1人当たりの処理経費

(円/人)

						(1 4/ / 4/
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
鎌倉市	19,528	19,569	20,538	19,499	19,339	18,573
逗子市	16,107	15,285	16,878	16,556	15,102	15,508
葉山町	24,030	23,618	22,675	22,419	22,408	21,139
県平均	11,373	11,615	11,524	11,337	11,149	10,576

出典:神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

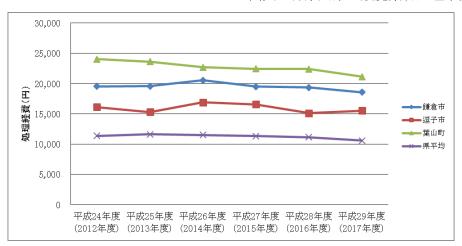


図3.15 人口1人当たりの処理経費

表 3.20 ごみ 1 t 当たり処理経費

(円/t)

						(ロ/じ)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
鎌倉市	50,384	51,446	53,256	52,989	50,953	53,557
逗子市	55,337	52,272	57,706	58,404	59,573	61,559
葉山町	62,848	64,023	73,557	74,134	74,974	69,962
県平均	37,766	39,290	39.249	38.847	38,667	37.167

出典:神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

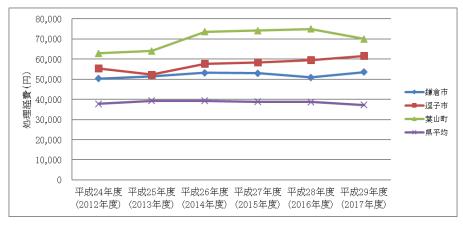


図 3.16 ごみ1 t 当たり処理経費

7 生ごみ処理容器等の助成状況

生ごみ処理容器等の助成台数の推移は、表 3.21 に示すとおりです。

鎌倉市は、平成27年度(2015年度)からの家庭ごみ処理の有料化の実施に先立ち、平成25年度(2013年度)から平成27年度(2015年度)にかけて、大幅に増加しました。

逗子市も、同様に平成 27 年 (2015 年) 10 月からの有料化の実施により、平成 27 年度 (2015 年度) は大幅に増加しました。

表 3.21 生ごみ処理容器等助成台数の推移

(台)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	904	1, 181	1,216	961	446	341
逗子市	119	295	336	518	124	180
葉山町	364. 5	297. 0	321.5	181.0	109. 5	330. 5
合計	1, 387. 5	1,773.0	1, 873. 5	1,660.0	679. 5	851.5

^{*}葉山町は、埋込式コンポスター、EMバケツは2個1組で1台として集計

第4章 人口及び資源物とごみの総排出量の推計

2市1町における将来の人口及び資源物とごみの総排出量について、各市町での一般廃棄物処理基本計画等を基に推計すると、以下に示すとおりとなります。

1 人口推計

○鎌倉市

鎌倉市の人口は、平成 24 年度 (2012 年度) は 174, 162 人で、平成 29 年度 (2017 年度) は 172, 284 人となっており、1,878 人 (△1.1%) 減少しています。

令和11年度(2029年度)の人口は、164,124人と推計しています。

○逗子市

逗子市の人口は、平成 24 年度 (2012 年度) は 60,983 人で、平成 29 年度 (2017 年度) は 60,439 人となっており、544 人 (\triangle 0.9%) 減少しています。

令和11年度(2029年度)の人口は、55,726人と推計しています。

○葉山町

葉山町の人口は、平成 24 年度 (2012 年度) は 32,813 人で、平成 29 年度 (2017 年度) は 31,964 人となっており、849 人 (\triangle 2.6%) 減少しています。

令和11年度(2029年度)の人口は、31,283人と推計しています。

○2市1町

2市1町の人口は、平成24年度(2012年度)は267,958人で、平成29年度(2017年度)は264,687人となっており、3,271人(△1.2%)減少しています。

令和11年度(2029年度)の人口は、251,133人と推計しています。

表 4.1 人口の推移

(人) 平成24年度 平成29年度 令和6年度 令和11年度 (2012年度) (2017年度) (2024年度) (2029年度) 鎌倉市 174, 162 172, 284 167, 760 164, 124 逗子市 57,821 55, 726 60,983 60, 439 葉山町 32,813 31,964 31, 546 31, 283 合計 267, 958 264, 687 257, 127 251, 133

※逗子市の人口には池子米軍住宅人口 3,000 人を含む

出典 鎌倉市:第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 資料編

逗子市: 逗子市総合計画基本構想 2015-2038 (2015 年(平成 27 年) 3 月策定) 葉山町: 葉山町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略より推計

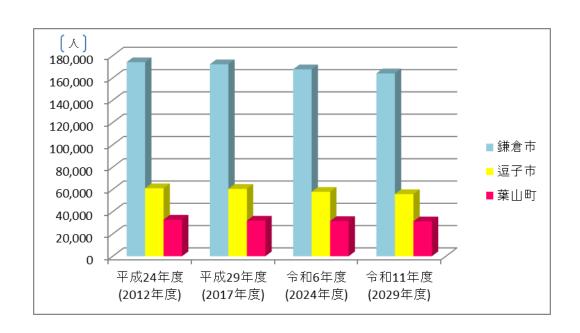


図 4.1 人口の推移

2 資源物とごみの総排出量の推計

資源物とごみの総排出量についての推計は、表 4.2~表 4.5、図 4.2~図 4.5 のとおりです。 2 市 1 町とも、家庭系の資源物とごみの量については、人口減に伴い減少する推計とし、事業系の資源物とごみの量については、人口減の影響を受けず、ほぼ変わらない推計としています。

(1) 鎌倉市

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成 29 年度(2017年度)実績が 42,943 t で、令和 11年度(2029年度)は 41,329 t と推計し、1,614 t の減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度(2017 年度) 実績が 16,803 t で、令和 11 年度(2029 年度) は 16,079 t と推計し、724 t の減少と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度(2017年度)実績が 59,746 t で、令和 11 年度(2029年度)は 57,408 t と推計し、2,338 t の減少と推計しています。

表 4.2 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t/年)

				(t / 中 /
年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物と ごみ	48,797	42,943	42,246	41,329
事業系資源物と ごみ	18,706	16,803	16,079	16,079
合計	67,503	59,746	58,325	57,408

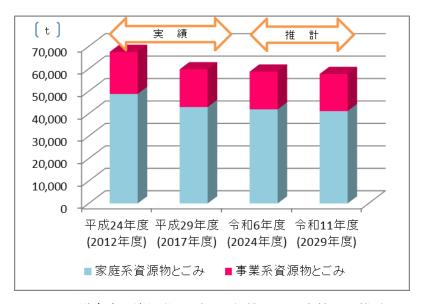


図 4.2 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(2) 逗子市

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 10,652 t、令和 11 年度 (2029 年度) は 9,819 t と推計し、833 t の減少と推計しています。

○家庭系資源物(集団回収)の量

家庭系資源物(集団回収)の量は、平成29年度(2017年度)実績が3,392 t、令和11年度(2029年度)は3,129 t と推計し、263 t の減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 4,574 t で、令和 11 年度 (2029 年度) も同量と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 18,618 t 、令和 11 年度 (2029 年度) は 17,522 t と推計し、1,096 t の減少と推計しています。

表 4.3 逗子市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

				(t /年)
年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	13,766	10,652	10,187	9,819
家庭系資源物 (集団回収)	2,504	3,392	3,248	3,129
事業系資源物と ごみ(持込み)	3,985	4,574	4,574	4,574
合計	20,255	18,618	18,009	17,522

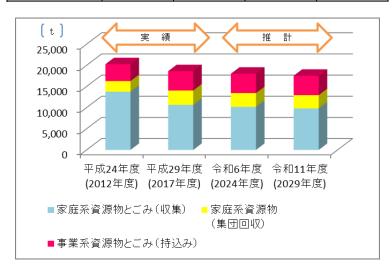


図4.3 逗子市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(3) 葉山町

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成29年度(2017年度)実績が7,071 t、令和11年度(2029年度)は6,245 tと推計し、826 tの減少と推計しています。

○家庭系資源物(集団回収)の量

家庭系資源物(集団回収)の量は、平成29年度(2017年度)実績が1,799 t、令和11年度(2029年度)は1,761tと推計し、38 tの減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 2,587 t、令和 11 年度 (2029 年度) は 2,533 t と推計し、54 t の減少と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 11,457 t 、令和 11 年度 (2029 年度) は 10,539 t と推計し、918 t の減少と推計しています。

表 4.4 葉山町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t/年)

				(1 / 平)
年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	9,970	7,071	6,298	6,245
家庭系資源物 (集団回収)	394	1,799	1,776	1,761
事業系資源物と ごみ(持込み)	2,576	2,587	2,554	2,533
合計	12,940	11,457	10,628	10,539

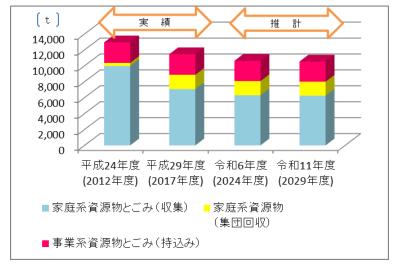


図 4.4 葉山町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(4) 2市1町

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 60,666 t 、令和 11 年度 (2029 年度) は 57,393 t と推計し、3,273 t の減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 23,964 t、令和 11 年度 (2029 年度) は 23,186 t と推計し、778 t の減少と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度 (2017 年度) 実績が 89,821 t、令和 11 年度 (2029 年度) は 85,469 t と推計し、4,352 t の減少と推計しています。

表 4.5 2 市 1 町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t/年)

				(t / 十/
年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	72,533	60,666	58,731	57,393
家庭系資源物 (集団回収)	2,898	5,191	5,024	4,890
事業系資源物と ごみ(持込み)	25,267	23,964	23,207	23,186
合計	100,698	89,821	86,962	85,469

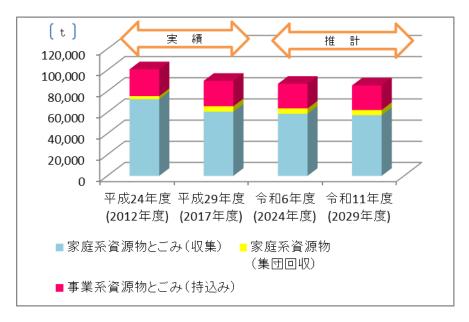


図4.5 2市1町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

第5章 広域化の基本方針

1 課題と連携の方向性

2章から4章までの現状等から見える2市1町の課題と、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、2市1町で取り組むべきごみ処理の課題と連携の方向性を次のように整理します。

(1) ごみの減量・資源化

ア 家庭系ごみの減量・資源化

現在、焼却している燃やすごみの中には、分別収集することにより資源化が可能 となるごみがあることから、更なる分別の徹底を行うとともに、新たに生ごみを分別 収集し、資源化を進めます。

また、全国的に事例はまだ少ないものの、使用済み紙おむつの資源化について、 今後の高齢化の進展に鑑み、実現に向けた検討を進める必要があります。

イ 事業系ごみの減量・資源化

県内の他自治体に比べ事業系ごみの発生量割合が家庭系ごみの発生量割合に比して多く※、事業系ごみの減量は喫緊の課題であり、事業系ごみの多くを占める生ごみの削減と紙類やプラスチック等の資源物や産業廃棄物の分別の徹底を中心とした対策に取り組む必要があります。

※平成 29 年度一般廃棄物処理事業の概要 表Ⅲ-5 ごみ処理内訳総括表 収集の内訳から計画収集量率と直接 搬入量率から推察

さらに、民間事業者による資源化の技術向上に伴う民間委託の活用の検討を進めます。

2市1町では、これまでも様々な施策を行い、ごみの減量を進めてきましたが、本 実施計画の基本理念である「ゼロ・ウェイスト」の実現を目指すため、2市1町が連 携してさらにごみの減量・資源化を進め、焼却量を減らすなどにより、環境負荷を軽 減する必要があります。

(2) ごみ処理施設のあり方

効率的なごみ処理体制の実現を目指し、既存施設における共同処理の可能性を協議・検討するとともに、将来の施設更新時に安定かつ効率的に区域内のごみ処理を継続するため、人口の減少やゼロ・ウェイストの実現を目指した今後のごみの減量・資源化によるごみの減少を踏まえ、エネルギー効率や環境面などを考慮したごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 効率的な資源化

2市1町では、ごみの資源化を積極的に進めており、県内では、資源化率トップ3 を占めています。ごみの資源化については、各自治体でそれぞれ工夫しながら実施していますが、各中間処理施設の老朽化などの課題を抱えています。

また、現状では、各自治体で実施している植木剪定枝等の民間委託による資源化を一括して実施することにより、更なる効率化が図れることも予想されます。このことから、老朽化が進んだ中間処理施設の集約化を検討するなど、効率的な資源化手法について、ハード・ソフト両面から検討を進める必要があります。

(4) ごみ処理費の縮減

2市1町のごみ処理費については、人口1人当たりごみ処理費、1 t 当たりごみ処理費ともに県内の平均処理費を上回っています。このことから、ごみ処理の効率化と併せ、処理費の縮減についても検討を行い、スケールメリットが得られる処理手法の検討を行う必要があります。

(5) 災害時の対応について

災害時におけるごみ処理については、2市1町の相互協力により対応します。

また、平成7年(1995年)に横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町において「横 須賀三浦地区における一般廃棄物の処理に関する災害等相互援助協定」を締結している ことから、このネットワークも活用したごみ処理を進めます。

大規模災害により広域にわたる甚大な被害が発生した場合には、2 市 1 町や県内各市町村の相互支援が困難となることが想定されます。

国においては、東日本大震災を契機として、災害時の自治体の廃棄物処理支援を目的とした「D. Waste-Net」(ディー・ウェイスト・ネット)を平成27年(2015年)に発足しました。

D. Waste-Net は、有識者、業界団体、自治体などで構成され、自治体に関しては全国で 500 以上の自治体が加盟する全国都市清掃会議が構成員として加入しており、環境省の管轄の下、自治体や業界団体などのそれぞれのネットワークが連携・協力して広域的な支援をするもので、これまで地震や台風、豪雨の被災地における活動実績(災害時の仮置き場の運営に関する技術支援、ごみ収集車の派遣など)があります。

大規模災害時には、こうしたネットワークも活用していきます。

(6) 緊急時の相互バックアップ

処理施設の故障などごみ処理に大きな支障が生じるような場合には、相互協力による バックアップを図ります。(逗子市及び鎌倉市それぞれの焼却施設の基幹的設備改良工 事時(逗子市: 平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)、鎌倉市: 平成25 年度(2013年度)から平成27年度(2015年度))の際には、相互に協力した実績があります。)

2 基本方針

2市1町は、1の「課題と連携の方向性」に基づき、様々なごみの減量・資源化策を 推進することにより、「ゼロ・ウェイスト」の実現、ひいてはSDGsの達成を目指しま す。

- (1) 2市1町は、「ゼロ・ウェイスト」の実現を目指してごみの減量・資源化を進めます。具体的には、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化のほか、紙おむつの資源化、可燃ごみに含まれている紙類等の分別の徹底等について連携して取り組みます。
- (2) 2市1町は、安定的かつ計画的なごみ処理を連携して行うため、既存施設における 共同処理の実施に取り組みます。
- (3) 2市1町は、将来に向けた安定的かつ適正なごみ処理体制の実現を目指し、環境面、 財政面を考慮した効率的かつ効果的なごみ処理の推進が図れるよう、広域連携によ る適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図ります。

第6章 ごみの減量・資源化施策

1 実施方針

ごみ処理の現状等及び広域化の基本方針を踏まえ、ごみの減量・資源化の施策に関する実施方針を次のとおり設定します。

- ◎ 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化策の拡充
- ◎ 事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化策の拡充
- ◎ 取り組むべきその他の施策の拡充

2 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策

家庭から排出される燃やすごみのうち、占める割合の高い生ごみ及び資源物である紙類等に対して、次の施策を講じます。

(1) 生ごみ

ア 資源化の推進

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている生ごみについては、2市1 町で資源化に取り組むべき共通の課題であることから、資源化の方法や施設整備 等について情報共有や連携を図るとともに、各市町において分別収集し、鎌倉市 及び葉山町で施設整備を図り資源化を実施します。

イ 食品ロスの削減

家庭から排出される手つかず食品や食べ残し等、食品ロスの削減を図るため、 パンフレットの配布や説明会などの啓発活動を行います。

ウ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理容器の普及促進を目指し、各市町での個別の活動に加えて、2市1町で連携したキャンペーンなどの取組について検討します。

(2) 紙類等

家庭から排出される燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発をさらに進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を図ります。

3 事業者から排出されるごみの減量・資源化施策

(1) 生ごみの削減

事業者から排出される燃やすごみのうち、最も占める割合の高い生ごみに対して、 次の施策を講じます。

ア 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用

事業所から排出される生ごみを削減するためには、食品リサイクル法に基づく 登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業 者に対して生ごみ資源化を促すとともに、さらなる効果的な資源化誘導策を検討 します。

具体策としては、平成30年(2018年)8月に新たに横浜市鶴見区に民間事業者の施設が整備され、令和元年度(2019年度)に登録再生利用事業者の認可を取得したため、今後、排出事業者に周知し、搬出を誘導することで資源化を図ります。また、先進市の事例から、各市町の一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の再生利用を明記することなどにより資源化の促進を図ります。

また、搬出先となる登録再生利用事業者の施設が三浦半島地域にないことが課題であることから、施設の誘致等の対応策も検討します。

イ 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制

生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制 を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。

(2) 排出事業者への適正排出の指導等

事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化を進めるため、紙類等の資源物と プラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策 定等に対する指導の徹底や啓発を連携して進めます。

(3) 手数料の見直し

事業系ごみ手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことがさらなるごみの減量・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めます。

4 取り組むべきその他の施策

(1) Refuse (不要な物を買わない・断る) の周知・啓発

家庭から排出される燃やすごみの中には、食品ロスとして問題となっている手つかず食品や食べ残し等の食品廃棄物のほかにも、再使用可能なものなどが混入しています。

このようなごみの発生及び排出がされないよう、Reduce (発生抑制)、Reuse (再使用)及び Recycle (再生利用)といった3Rの前段階である Refuse (不要な物を買わない・断る)についても周知・啓発を行います。

(2) 新たな資源化の検討

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている紙おむつについては、さらなる 高齢化が進展することに鑑み、引き続き資源化の検討を進めます。

現在、国土交通省が進めている下水道施設での紙おむつの受け入れに関する技術面、制度面の検討状況、令和2年(2020年)3月に策定された、環境省の「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」、既に民間事業者が資源化を実施している福岡県大木町や実証実験を行っている鹿児島県志布志市の状況、民間事業者における処理施設の整備状況等を踏まえ、費用対効果を勘案して実施の見通しが立った段階で削減効果を見極め、新たな資源化として位置付けます(表6.1%参照)。

また、資源物及びごみの処理に関しては、日々、新たな技術開発が進められていることから、その動向を注視し、新たな技術の利用や民間施設の活用を視野に入れ、ゼロ・ウェイストの実現に寄与する資源化手法の導入を検討します。

表 6.1 紙おむつの潜在量

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
鎌倉市	2,885	2,868	2,843	2,826	2,810
逗子市	681	676	669	664	657
葉山町	452	448	443	439	435
合計	4,018	3,992	3,955	3,929	3,902

※「紙おむつ」の資源化の考え方

紙おむつの資源化については、本実施計画には2市1町の紙おむつの潜在量を示すものとします。

(3)ごみ処理経費の縮減

今後のごみ処理にあたり、人口減少によりごみの発生量そのものが減少することや、 廃棄物処理の担い手の不足等が予想されることから、業務の効率化がより求められる ため、2市1町のごみ処理効率化について検討していきます。

ア 処理の一元化

資源物又はごみの処理先(中間処理又は最終処分)を統一し、2市1町で一括して処理することでスケールメリットが得られることから、処理にかかる費用が抑えられる見込みがあります。

処理にかかる費用に加え、施設への収集運搬にかかる費用に関しても、より効率 的な体制を検討します。

イ 分別品目の統一化等

各市町単独で実施しているごみ処理体制を、将来的に2市1町で実施する体制へと移行することによって、より効率的なごみ処理を行うことができることから、分別品目の統一化や2市1町にわたる収集運搬体制について研究します。

5 可燃ごみ量の将来予測

(1) 人口予測から算出した可燃ごみ量

可燃ごみ量の将来予測について、平成29年度(2017年度)実績から、各市町の人口予測から算出すると、表6.2のとおりとなります。

表 6.2 人口予測から算出した可燃ごみ量の推計

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	30,711	30,342	29,785	29,408	29,020
事業系ごみ	15,365	15,323	15,260	15,218	15,176
合計	46,076	45,665	45,045	44,626	44,196

(2) 可燃ごみの減量・資源化量

前述 2 から 4 の施策を実施することにより、可燃ごみの中から減量・資源化を行う量の推計は、表 6.3 のとおりとなります。

表 6.3 可燃ごみの中から減量・資源化を行う量の推計

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	388	673	7,154	7,101	12,427
事業系ごみ	1,062	1,859	11,283	11,765	11,979
合計	1,450	2,532	18,437	18,866	24,406

(3)減量・資源化実施後の可燃ごみ量

前述 (1) の可燃ごみ量から (2) の減量・資源化量を差し引いた、可燃ごみの量の推計は表 6.4 のとおりです。

表 6.4 (1) 可燃ごみ量から(2)減量・資源化量を差し引いた可燃ごみ量の推計

(単位:+)

					(手)上・()
	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	30,323	29,669	22,631	22,307	16,593
事業系ごみ	14,303	13,464	3,977	3,453	3,197
合計	44,626	43,133	26,608	25,760	19,790

第7章 ごみ処理施設の整備方針

1 ごみ処理施設整備の考え方

2市1町のごみ処理施設の現状等を整理すると次のとおりとなります。

(1) ごみ焼却施設

〇 鎌倉市

既存ごみ焼却施設は、地域住民との協定に基づき令和6年度(2024年度)で焼却を 停止することとしています。

焼却停止後は、新たな焼却施設を建設せずに、逗子市の焼却施設による処理及び他 市町村との連携や民間活用による処理を行う予定です。

○ 逗子市

既存ごみ焼却施設は、延命化を図るために平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)にかけて大規模改修を実施しました。

〇 葉山町

既存ごみ焼却施設は、平成22年(2010年)に焼却を止め、ごみ焼却を外部の民間事業者への委託にて行っていました。平成29年(2017年)7月から逗子市の焼却施設で一部のごみの焼却を開始し、平成30年(2018年)4月から事務の委託により逗子市の焼却施設で燃やすごみの全量を焼却しています。

(2) その他の施設

- 不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等は、各市町とも老朽化が著しく、今後施設整備、又は民間事業者への委託処理などの検討が必要な時期にきています。
- 家庭系生ごみは、葉山町で施設整備を行い逗子市と葉山町の生ごみを処理し、鎌倉市についても施設整備を行い処理する予定です。
- 容器包装プラスチックは、葉山町は民間事業者への委託にて処理を行っていましたが、逗子市へ平成31年(2019年)4月から事務の委託を開始し、令和2年度(2020年度)からは逗子市の処理施設で処理しています。それに伴い逗子市では、処理施設を更新しました。

以上を考慮し、ハード面(施設整備)での連携を鎌倉市の既存焼却施設が停止する令和 6年度(2024年度)までを第 I 期、その後を第 II 期として、計画を進めることとします。

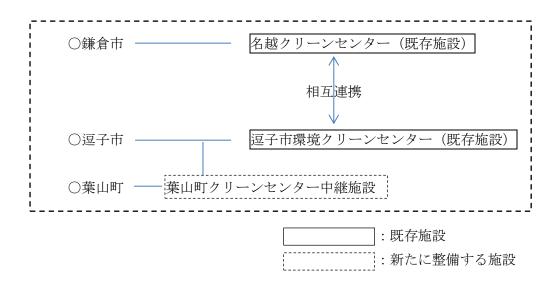
2 第 I 期 (令和 2 年度 ~ 令和 6 年度) 計画の整備方針

令和6年度(2024年度)までの第 I 期計画として、以下の方針で連携を推進します。

(1) 燒却施設、中継施設

焼却施設は、鎌倉市と逗子市の既存施設を利用することとし、次に示すグループで連携を図り処理を行います。また、葉山町に中継施設を整備します。

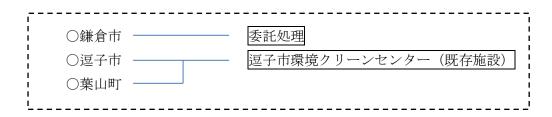
なお、鎌倉市と逗子市の焼却施設では、それぞれの施設の工事等に伴う休炉時及び緊急を要する災害時等において相互に連携を図るものとします。



(2) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックの処理は、逗子市は直営(既存施設)で処理し、鎌倉市は市内の民間事業者に処理を委託し、葉山町は逗子市に処理を委託します。

次に示す連携を図り処理を行うこととします。



(3) 生ごみ

生ごみについては、ゼロ・ウェイストの実現を目指して出来るかぎり減量・資源化を 図るという基本理念や生ごみの減量・資源化を共通の課題として取り組むという基本 方針に基づき、これまでの検討状況を考慮し、次に示す連携を図り施設整備を行い、資 源化を行うこととします。

なお、鎌倉市の生ごみ資源化施設は、5トン未満の施設を先行して整備する予定です。

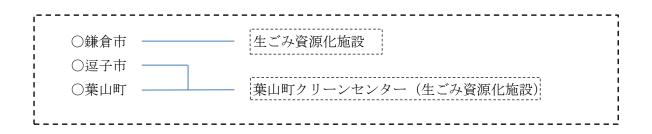


表 7.1 第 I 期における処理施設の状況

		鎌倉市	逗子市	葉山町
		規模(t/日)	規模(t/日)	規模(t/日)
焼却施設		150	140	40 (※2)
ルローナディ、カロ	破砕施設	100(※1)	-	_
粗大ごみ処 理施設	圧縮施設	20(※1)		_
生旭权	併用施設	ı	30	10
	カン・ビン	20	_	_
	ミックスペーパー	20	_	_
資源化施設	ペットボトル	-	1.25	_
	容器包装プラスチック		16.8	_
	植木剪定枝	ı	3.75	_
	生ごみ	3.8	_	10

^(※1)鎌倉市の破砕施設及び圧縮施設の規模は名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの合計規模

^(※2)葉山町の焼却施設は、平成22年に焼却を停止

(4)連携の概要

第Ⅰ期における連携の概要を整理すると、図7.1に示すとおりです。

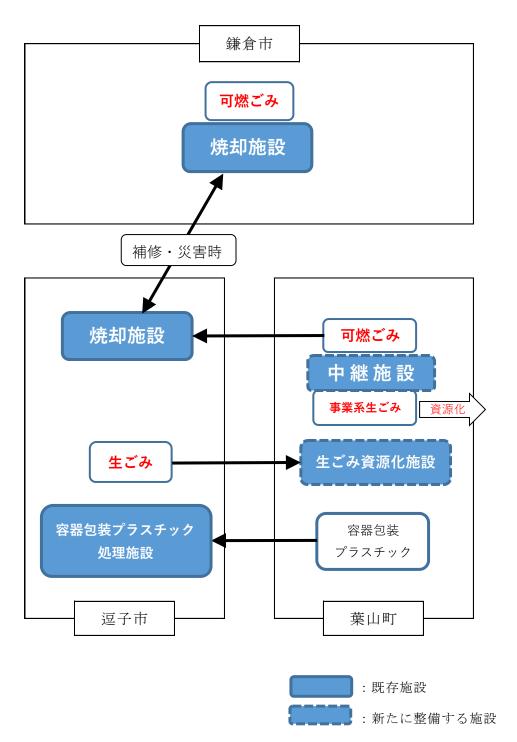


図7.1 第 I 期連携の概念図

3 第Ⅱ期(令和7年度~令和11年度)計画の整備方針

令和7年度(2025年度)から11年度(2029年度)を第Ⅱ期計画として、以下の方針で連携を推進します。

(1) 焼却施設、中継施設

焼却施設は、ごみの減量・資源化を推進することにより焼却量を削減した上で、逗子市の既存施設を利用して2市1町の可燃ごみの処理を行うこととします。鎌倉市にも中継施設を整備し逗子市焼却施設に運搬するものとします。

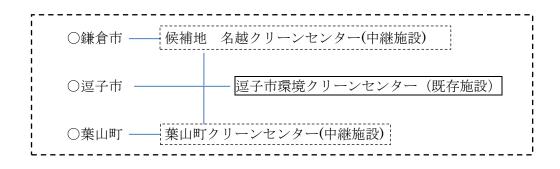
鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中(令和7年度(2025年度)~令和10年度(2028年度))は、逗子市焼却施設の焼却可能量が年間20,000 t程度であることから、2市1町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表7.2のとおり、鎌倉市の可燃ごみの一部を他市町村との連携や民間活用により適正に処理するものとします。

なお、区域内の焼却施設が1施設になることから、緊急を要する災害や処理が困難となる場合を想定し、リスク管理として近隣市町や民間事業者等とごみ処理に関する協力体制を構築します。

表 7.2 第Ⅱ期における可燃ごみの処理状況

(単位: t)

	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
逗子市・葉山町焼却量	11, 086	10, 380	9, 935
鎌倉市焼却量	15, 522	15, 380	9, 855
焼却量合計	26, 608	25, 760	19, 790
逗子市焼却可能量		20,000	
他市町村との連携や民間処理活用による処理量	6, 608	5, 760	0



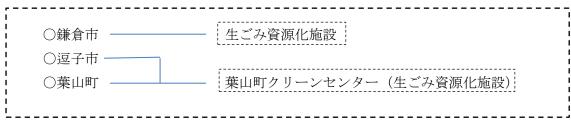
(2) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックの処理は、引き続き、次に示す連携を図り処理を行います。

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	委託処理
○逗子市 ————	逗子市環境クリーンセンター(既存施設)
○葉山町 ———	į

(3) 生ごみ

生ごみの処理は、引き続き、鎌倉市と葉山町の資源化施設で処理を行うこととします。 鎌倉市の生ごみ資源化施設は、第 I 期において整備する 5 t 未満の施設での検証を 行い、当該地にて、全市の生ごみを処理する施設へ拡大する予定です。



それ以外の品目は引き続き、各市町において処理を行うものとします。

表 7.3 第Ⅱ期における処理施設の状況

		鎌倉市	逗子市	葉山町
		規模(t/日)	規模(t/日)	規模(t/日)
焼却施設		廃止	140	廃止
火ロ ユュディ. 6 ロ	破砕施設	ı	-	_
粗大ごみ処理施設	圧縮施設	I		-
生旭权	併用施設	-	30	廃止
	カン・ビン	20	_	ı
	ミックスペーパー	20	_	-
資源化施設	ペットボトル	I	1.25	-
貝伽化旭臤	容器包装プラスチック	-	16.8	_
	植木剪定枝	-	3.75	_
	生ごみ	3.8(24) (※)		10

(※)鎌倉市の生ごみ資源化施設は、令和10年度(2028年度)に24t/日に拡大予定

(4) 連携の概要

第Ⅱ期における連携の概要を整理すると、図7.2に示すとおりです。

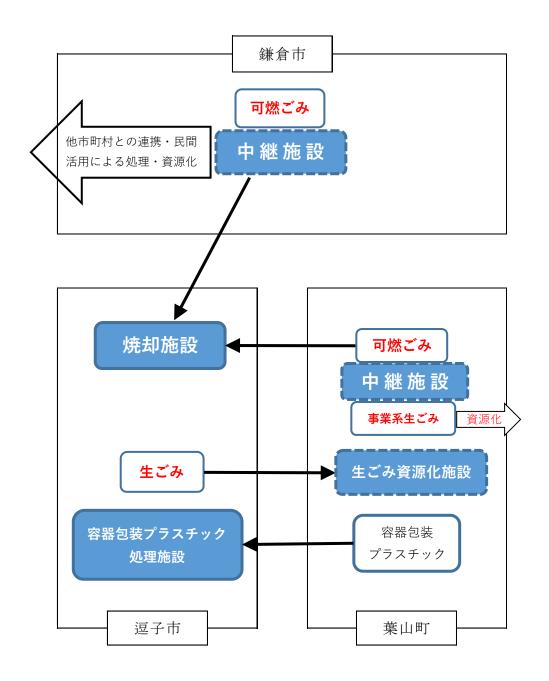


図 7.2 第Ⅱ期連携の概念図

4 整備スケジュール

第Ⅰ期及び第Ⅱ期の整備スケジュール(予定)は、図7.3に示すとおりです。

			令和2年度 令和3年度 (2020) (2021)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和8年度 (2026)		令和10年度 (2028)		
				第I期		$ lap{>}$	$K \square$		第Ⅱ期		>	
	1+ +n+6-20.	鎌倉市	鎌倉市名	他市町村との連携・民間活用による処理・資源化 逗子市環境クリーンセンター								
可燃ごみ	焼却施設	逗子市 葉山町	逗子市環	境クリーン	/センター			(継続)				
	中継施設	鎌倉市 逗子市							候補地	名越クリーン・	センター	
		葉山町 鎌倉市					葉山町クリーンセンター 検討中					
生、	ニ゙み	逗子市 葉山町					葉	山町クリー	ーンセンタ	_		
不燃	ごみ	<u>鎌倉市</u> 逗子市 葉山町	鎌倉市名越·今泉/ 逗子市環 葉山町		センター	[替所			(Martin)			
粗大	ごみ	鎌倉市 逗子市 葉山町	鎌倉市名越・ 逗子市環			'			(継続)			
ペット	ボトル	鎌倉市 逗子市		委託処理	/センター							
		葉山町 鎌倉市		委託処理 委託処理	•				(継続) (継続) (継続)			
容	プラ	<u>逗子市</u> 葉山町	逗子市環	境クリーン	/センター				(継続)			

図 7.3 整備スケジュール

5 ごみ処理施設の集約化等によるごみ処理経費の縮減

ごみ処理施設については、原則として、既存施設を有効に利用することにより建設費等の費用を抑えるとともに、2市1町の資源物又はごみを1施設に集約することによってスケールメリットを活かし、ごみ処理経費の縮減を図るものとします。

可燃ごみについては、逗子市焼却施設で第 I 期において逗子市・葉山町の可燃ごみを焼却し、第 II 期において 2 市 1 町の可燃ごみを焼却することとします。鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中(令和 7 年度(2025 年度)~令和 10 年度(2028 年度))は、逗子市焼却施設の焼却可能量が 20,000 t 程度であることから、 2 市 1 町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表 7.2 のとおり、鎌倉市の可燃ごみの一部を他市町村との連携や民間活用により適正に処理するものとします。

生ごみについては、葉山町に生ごみ資源化施設を整備し逗子市・葉山町の家庭系生ごみを資源化するものとします。容器包装プラスチックについては、逗子市の施設を更新し逗子市・葉山町の容器包装プラスチックを資源化しています。

また、第I期から第II期にかけて継続して活用することとしている粗大ごみ処理施設や不燃ごみ処理施設等についても、2市1町のごみ処理施設として集約化することを検討します。

6 2市1町における将来のごみ処理体制について

(1) 可燃ごみの処理について

可燃ごみ処理に関しては、逗子市既存焼却施設を活用し、逗子市及び葉山町の可燃ごみに加え、令和7年度(2025年度)以降鎌倉市の可燃ごみを処理することとします。当該施設の稼動期間は、出来るだけ長く稼動することを目指していますが、老朽化していることを踏まえ、令和7年度(2025年度)から概ね10年間の稼動とし、適切な維持・修繕を図っていきます。

(2) 逗子市焼却施設稼動停止後の可燃ごみ処理の考察

逗子市焼却施設稼動停止後の可燃ごみ処理については、「区域内での焼却施設建設」 若しくは「区域外での処理」のいずれかとなります。

処理手法の検討に当たっては、2市1町ごみ処理に関する基本理念である「ゼロ・ウェイスト」の実現のための資源化の推進、人口動態、新技術の実用化の進捗、国・県の動向などを踏まえる必要があります。

ア 人口動態とごみ量の予測

将来の人口予測、本計画に掲げた資源化策から試算した2市1町の将来の可燃ごみ排出量は、令和11年度(2029年度)には年間2万トン程度となり、その後も人口減少により逓減していくと試算しています。

イ 区域内で新たな焼却施設を建設する場合の条件

近年、新たに焼却施設を建設する場合は、エネルギー回収が必須となり、そのためには最低でも日量 100 t 程度(年間約 27,000 t)の規模の焼却施設の検討が必要となります。(H31.3.29 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)

ウ 新技術の実用化の進捗

これまで資源化が難しかった混合ごみについても、乾式メタン発酵やバイオエタノール化といった新たな資源化技術が確立し始めており、国内では当該技術の活用による民間施設での資源化処理が事業化されている事例もあることから、これまで焼却処理するしかなかったごみの資源化が可能となってきています。

これらの新たな技術を活用し、更なる資源化を進めることにより、ごみを大幅に削減することが可能となります。

エ 国の広域化・集約化のさらなる推進

ダイオキシン類の削減等、適正なごみ処理を推進するため平成9年(1997年)から始まったごみ処理広域化ですが、人口の減少や更なる3Rの推進、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、ごみ処理に係る担い手不足などから、国は、平成31年(2019年)3月29日付けで「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、その中で「安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく上で、広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広

域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に 進めるべき」と示しています。

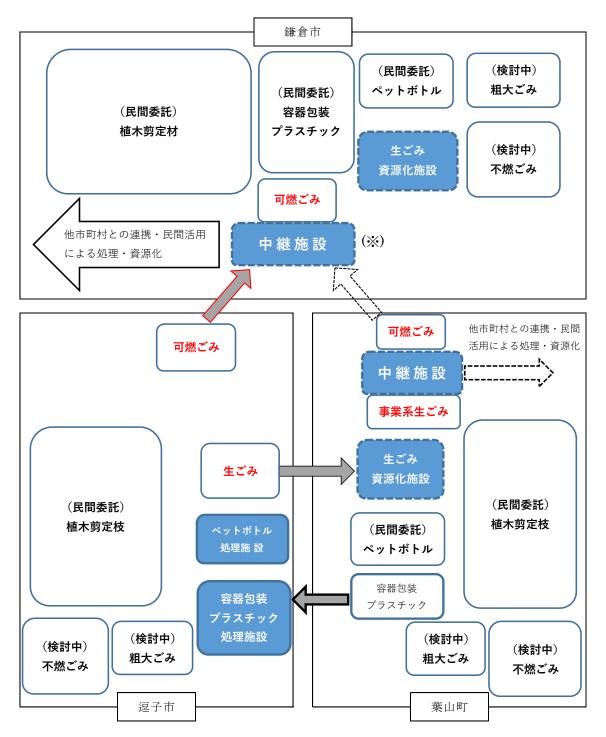
また、広域化・集約化の主な方法として「市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理 を委託し、施設の集約化を図る。」と民間活用の考え方も示されています。

現在、本通知により神奈川県が広域化・集約化計画を策定しています。

(3) 逗子市焼却施設停止後の可燃ごみの処理の考え方

以上の点を踏まえると、2市1町だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、ゼロ・ウェイストを目指して、ごみの減量・資源化を進めていくのが最良と考えます。

今後は、広域化ブロック区割りの設定の見直し(拡大)及び県内他市町村との連携も 視野に入れつつ、民間の新技術による資源化手法を活用するなど、ゼロ・ウェイストを 目指し更なるごみの資源化を進め、安定的なごみ処理を維持できるよう、計画期間内に おいて、引続き情報収集・研究・協議検討を重ねていきます。



※ 資源物 (紙類、布類、ビン、カン等) の流れについては、本概念図には含まれていません。

図 7.4 逗子市焼却施設稼動停止後の概念図

(※)区域内において焼却施設を整備しないため、可燃ごみの中継施設の整備が必須となる ことから、当該中継施設については、名越クリーンセンターの稼動停止後の跡地を候補 地として、鎌倉市が整備を担うものとします。

第8章 計画の推進方策

1 連携体制

ごみ処理の広域連携には、「広域連合」、「一部事務組合」、「事務の委託」等いくつかの 方法がありますが、本実施計画は、現状の体制を継続し、既存施設を活用して効率的にご み処理等を行う計画であることから、「広域連合」や「一部事務組合」などの組織を作っ て運営するのではなく、地方自治法に基づく「事務の委託」とすることにより効率的にご み処理を進めることができると考えます。

一方、「事務の委託」は委託側の自治体が当該事務の管理執行に関与できないことから、 それを補完するため、図8に示す「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」 を、引き続き事業運営に係る連絡会議として充実させ、事務の委託に係る執行状況を相互 にチェックする体制を整備します。

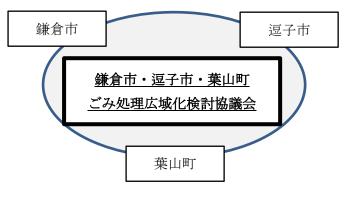


図8 連携体制

2 費用負担の方法

各市町の費用負担の考え方は、人口割、搬入量割やそれらの組み合わせによるものなどがありますが、公平性が確保される費用負担とするように留意します。

各市町が広域処理施設として新たな施設整備を行う場合の建設費、運営管理費の負担 割合については、上記の考え方を基に協議調整します。

既存施設の共同利用における基本的な費用負担の考え方は、搬入量割とし、対象経費を「施設の運営管理費」、「施設の改修費用」等の合計から搬入量の割合に応じて各市町が負担するものとします。

3 計画の進行管理及び見直し

本実施計画の実現に向けて、2市1町で十分に協議した上で、詳細な内容を検討し、 合意して実施していくことを基本とします。また、本実施計画に掲げた各事業を推進す るためには、PDCAサイクルにより事業の進行管理を行います。

なお、本実施計画は令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間としていますが、ごみ処理技術の進展、ごみの減量・資源化の状況や社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において協議し見直しを行うものとします。

資料編

【用語の解説】

くあ行>

◆ 一部事務組合

普通地方公共団体及び特別区が、地方自治法に基づき、その事務の一部を共同処理するために、協議により規約を定め議会の議決を経て設置する特別地方公共団体。

SDGs

持続可能な開発目標(英語: Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連総会で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓うと謳っている。

◆ 延命化(一般廃棄物処理施設)

既存のごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設の老朽化対策として、設備機器の更新等の改良工事等を実施し、耐用年数の延伸を図ること。

◆ 温室効果ガス

地球温暖化の要因となる気体のこと。人間活動によって排出され、地球から熱の放出を抑え、地表を温める働きをする。環境省では、二酸化炭素 (CO_2) 、メタン (CH_4) 、一酸化二窒素 (N_2O) 、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF_6) 、三フッ化窒素 (NF_3) の7種を排出削減対象としている。

<か行>

◆ 広域連合

普通地方公共団体及び特別区が、地方自治法に基づき、その事務を広域にわたり処理するために広域計画を作成し、その事務の管理執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、協議により規約を定め、議会の議決を経て設置する特別地方公共団体。一部事務組合との違いは、国、都道府県から直接に権限等の委譲を受けることや直接請求が認められている。

◆ 戸別収集

ごみを集積所から収集するのではなく、各家庭の玄関先や、集合住宅の敷地内等、建物ごとに 一軒ずつ収集していく方法。

くさ行>

◆ サーマルリサイクル

ごみを焼却したときに生じるエネルギー(熱・蒸気等)を回収し、発電や温水等の熱源、冷暖 房等として利用すること。

◆ 資源化率

ごみの総排出量のうち、総資源化量の割合。総資源化量を総排出量で除して求める。(資源化率=総資源化量÷総排出量)

◆ 事務の委託

地方公共団体が、地方自治法に基づき、協議により規約を定め、議会の議決を経た上で地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の地方公共団体に委託する制度。

◆ 集団回収

一般廃棄物のうち紙類、金属類、布類等を、町内会、自治会、学校 PTA、集合住宅、近所の方々などが集まって行う自主的な回収。

◆ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。平成12年(2000年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」においては、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義している。

◆ 焼却残さ

廃棄物を焼却処理した後に残るもの。ごみ焼却施設から排出されるものは、主に、焼却炉の底部から排出される燃えがら(主灰)と、焼却するときに発生する排ガスに含まれるばいじん(飛灰)からなる。

◆ 焼成処理

焼却残さの資源化処理方法の一つ。焼却残さを約 1,100℃程度で再度燃焼処理し、人工砂や人工骨材等にリサイクルする。

◆ 食品廃棄物

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程 や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等のこと。平成28年度(2016年度)の国内の発生量は、 約2,759万トン(環境省、農林水産省)であったと推計されている。

◆ 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取組なべき事項を定めている法律。

◆ 食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れが近い食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄

されること。 食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生する。 平成 28 年度(2016年度)の国内の発生量は、約 643 万トン(環境省、農林水産省)であったと推計 されている。

◆ 人口ビジョン(地方人口ビジョン)

各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

◆ スケールメリット

規模のメリットともいわれ、同種の物が多く集まることにより、単体よりも大きな効果を得られることを指す。廃棄物処理においては、処理量が増加することにより、処理単価を安価にできる場合がある。

◆ 3R (スリーアール)

「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle =再生利用)」の頭文字を取った言葉。「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会の考え方に基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクル、(4)熱回収(サーマルリサイクル)、(5)適正処分と定めている。 3~Rに「リフューズ(Refuse=ごみになるものを買わない)」を加えて「4~R」と表現する場合もある。

◆ ゼロ·ウェイスト

ごみを焼却、埋立て処理をせず、資源の浪費や、有害物質や非再生可能資源の利用をやめて環境負荷を減らしながら、たい肥化などの物質回収や再生可能エネルギー利用、リサイクルによって、ごみをゼロにする考え方。

くた行>

◆ ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年(1999年)7月公布)においては、ポリ塩化ジベン ゾーパラージオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビニフェ ル(コプラナーPCB)をダイオキシン類と定義している。

ダイオキシン類は微量ではあるが環境中に広く存在しており、強い毒性を持つと考えられている。主としてものを燃やすと発生し、大気中に放出され土壌や湖沼、海の底に蓄積され、魚介類や農作物を介して人の口に入る可能性がある。

主な発生源はごみの焼却であるが、他にもたばこの煙や、自動車の排ガスなど様々な発生源がある。ごみ焼却施設は、ダイオキシン類の発生を最小限にするとともに、環境中の拡散を防止する性能を有することが必須となっている。

ダイオキシン類の排出量は、平成29年度(2017年度)は平成9年度(1997年度)の約1.4% と、大幅に減少している。

◆ 地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油等の消費に伴い、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素等の温室効果ガスの排出量が増加することによって、地球の平均気温が上昇すること。

◆ 中央環境審議会

環境基本法第 41 条に基づいて設置された、環境大臣の諮問機関。日本の環境政策に関して重要な意見具申を行う。下部組織に小委員会等の専門分野を設けて調査審議され、食品リサイクル専門委員会もその一つである。

◆ 中間処理

収集したごみや資源物を焼却、破砕、分解、選別、圧縮、たい肥化など、最終的な処理の前の 段階で処理を行うこと。

可能なものは資源化を行って有効利用するが、資源化できないものは最終処分場に埋立てすることになるため、体積と重量を減らして、最終処分場への負担を軽減する。

◆ 中継施設(廃棄物)

ごみ処理の広域化等に伴って他の焼却施設や資源化施設などへの運搬効率を向上させるため、 小型収集車のごみを大型車に積み替え、効率的に運搬するための積み替えを行う施設。

◆ 低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素 (CO₂) などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会のこと。

◆ 登録再生利用事業者

食品リサイクル法において、食品廃棄物の再生利用事業(肥料、飼料化等)を的確に実施できる一定の要件を満たし、登録を受けた事業者のこと。「登録再生利用事業者制度」は優良な再生利用事業者を育成することを目的に設けられており、登録再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可が不要になる等の特例が受けられる。

くは行>

◆ バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシ、木材のような植物の他、わらやもみ殻などのバイオマスを発酵させて製造するエタノール(揮発性・可燃性液体)のこと。再生可能な自然エネルギーであること、および、その燃焼によって大気中の二酸化炭素(CO₂)量を増やさない点から、エネルギー源としての将来性が期待されている。

◆ 発生原単位

住民一人一日当たりのごみの発生量。年間ごみ総排出量を人口で除して、さらに年間日数で除して求める。(=年間総ごみ排出量÷人口÷年間日数(365日又は366日))

◆ PDCAサイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check (評価)・Action (改善)の頭文字をとったもので、Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check (評価)⇒Action (改善)の4段階を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

くま行>

◆ マテリアルリサイクル

廃棄物を製品原料として再生利用するリサイクル手法。紙から紙へ、というように同じものにする「水平リサイクル」と、ペットボトルから繊維の原料にするように異なるものへ生成しなおす「カスケードリサイクル」がある。

◆ メタン発酵

生活ごみや食料残さ、家畜ふん尿などの多様な廃棄物を、嫌気条件下(酸素の無い状態)で、メタン菌の働きによってメタン発酵槽内で発酵させ、バイオマスエネルギーとしてメタンガスを生成し、燃料や発電熱源として利用するシステム。メタン発酵には、処理対象物の固形物濃度によって湿式と乾式に分類される。

乾式メタン発酵方式は生ごみ・家畜糞尿・紙・剪定枝等を原料にバイオガスと固形物の汚泥が発生 するという特徴がある。

湿式メタン発酵方式は生ごみ、家畜糞尿など高水分のものを原料にバイオガスと消化液が発生するという特徴がある。

メタン発酵は、焼却してごみ発電するより高効率のエネルギー回収が可能。

くや行>

◆ 溶融固化処理

焼却灰の資源化処理方法の一つ。焼却灰等の廃棄物を加熱し、概ね 1,200℃以上の高温条件下で、無機物を溶融した後に冷却してガラス質の固化物である溶融スラグとしてリサイクルする。 溶融スラグは路盤材やコンクリート用骨材等に利用される。

くら行>

◆ リサイクル (再生利用)

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

例:びんからびんを作る。新聞から再生紙を作る、金属類から鉄骨を作る。

◆ リデュース (発生抑制)

ごみが発生しないようにすること。

例: 詰替え商品の購入。水筒利用によるペットボトルの発生抑制など。

◆ リフューズ (断る)

ごみになるものの受け取りを断ること。

例:マイバック持参によりレジ袋をもらわないことなど。

◆ リユース (再使用)

一度使用した物を、そのままの形、或いは形を変えて再び使用すること。

例:バザーを利用する。古くなったシャツや歯ブラシを掃除に使う。裏紙を使うなど。

可燃ごみ量の将来予測

		下重 以 行术了例		令和2年度	△和4年度	令和6年度	今和7年帝	令和8年度	△和0年度	△和10年度	令和11年度	令和12年度	令和14年度	△和16年度
													2032年度	
	人口													
		人口予測から算出した可燃ごみ量	大 t/年	19,395		19,056		18,889	18,807	18,725	-	-	161,950 18,396	18,231
	家庭	生ごみ資源化量	t/年	19,393	19,223	988	988	988	988	3,200		6,343	6,287	
	系	その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年	388	673	858	2,461	2,449	2,439	2,428		2,407	2,386	6,230 2,365
	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年	19,007	18,552	17,210	15,522	15,452	15,380	13,097	9,855	9,811	9,723	9,636
鎌倉		人口予測から算出した可燃ごみ量	t/年	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065		10,065	10,065	10,065
市	事業	生ごみ資源化促進	t/年	905	1,584	2,036	2,253	2,253	2,253	2,253		2,253	2,253	2,253
	系	その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年	157	275	354	7,812	7,812	7,812	7,812	7,812	7,812	7,812	7,812
	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年	9,003	8,206	7,675		,		7,012		7,012	7,012	7,012
		・資源化実施前の可燃ごみ量合計	t/年	29,460	29,290	29,121	29,036	28,954	28,872	28,790		28,626	28,461	28,296
		・資源化実施後の可燃ごみ量合計 ・資源化実施後の可燃ごみ量合計	t/年	28,010	26,758	24,885	15,522	15,452	15,380	13,097	9,855	9,811	9,723	9,636
	人口	「貝派に天旭後のり然にが重日司	人	59,290	58,582	57,821	57,472	57,072	56,651	56,147	55,726	55,326	,	53,426
		人口予測から算出した可燃ごみ量	ト t/年	7,328	7,142	6,950	6,858	6,760	6,659	6,548		6,401	6,299	6,182
	家庭	生ごみ資源化量	t/年	7,328		1,738	1,728	1,716	1,703	1,688		1,663	1,636	1,606
	系	- エニの 資源化量 その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年	0		1,730	1,720	1,710	1,703	0		1,003	1,030	1,000
	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年	7,328	7,142	5,212	5,130	5,044	4,956	4,860	4,773	4,738	4,663	4,576
逗子		人口予測から算出した可燃ごみ量	t/年	3,468	3,432	3,396	3,378	3,360	3,342	3,324	3,306	3,306	3,306	3,306
市	事業	生ごみ資源化促進	t/年	0,400	0,402	148	285	412	529	635		632	632	632
	系			0				375	493	608		606	606	606
	減量	量・資源化実施後の可燃ごみ量		3,468	3,432	3,120		2,573	2,320	2,081	2,068	2,068	2,068	2,068
		建・資源化実施前の可燃ごみ量合計		10,796		10,346		10,120		9,872	9,754	9,707	9,605	9,488
		・資源化実施後の可燃ごみ量合計	t/年 t/年	10,796		8,332	7,970	7,617	7,276	6,941	6,841	6,806	6,731	6,644
	人口		人	31,754	31,650	31,546	31,494	31,442	31,390	31,338	31,283	31,118	30,766	30,414
	家	人口予測から算出した可燃ごみ量	t/年	3,988	3,975	3,962	3,956	3,949	3,942	3,936	3,929	3,908	3,864	3,820
	庭	生ごみ資源化量	t/年	0	0	1,431	1,428	1,426	1,424	1,421	1,419	1,411	1,395	1,379
	系	その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年	0	0	550	549	548	547	546	545	542	536	530
葉	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年	3,988	3,975	1,981	1,979	1,975	1,971	1,969	1,965	1,955	1,933	1,911
山	事	人口予測から算出した可燃ごみ量	t/年	1,832	1,826	1,820	1,817	1,814	1,811	1,808	1,805	1,796	1,775	1,755
町	業	生ごみ資源化促進	t/年	0	0	348	347	347	346	346	345	343	339	335
	系	その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年	0	0	333	333	332	332	331	331	330	326	322
	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年	1,832	1,826	1,139	1,137	1,135	1,133	1,131	1,129	1,123	1,110	1,098
	減量	・資源化実施前の可燃ごみ量合計	t/年	5,820	5,801	5,782	5,773	5,763	5,753	5,744	5,734	5,704	5,639	5,575
	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量合計	t/年	5,820	5,801	3,120	3,116	3,110	3,104	3,100	3,094	3,078	3,043	3,009
	人口		人	261,783	259,481	257,127	255,981	254,806	253,610	252,331	251,133	249,845	247,153	244,340
	家	人口予測から算出した可燃ごみ量	t/年	30,711	30,342	29,968	29,785	29,598	29,408	29,209	-	28,870	28,559	28,233
	庭系	生ごみ資源化量	t/年	0	0	4,157	4,144	4,130	,	6,309	9,465	9,417	9,318	9,215
_		その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年	388	673	1,408	3,010	2,997	2,986	2,974		2,949	2,922	2,895
12	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年	30,323	29,669	24,403	22,631	22,471	22,307	19,926	16,593	16,504	16,319	16,123
1	事	人口予測から算出した可燃ごみ量	t/年	15,365	15,323	15,281	15,260	15,239	15,218	15,197			15,146	15,126
町	業系	生ごみ資源化促進	t/年		-	2,532	2,885	3,012	3,128	3,234	-	-	3,224	3,220
		その他の資源化量(発生抑制含む)	t/年		275	815	8,398	8,519	8,637	8,751	8,749		8,744	8,740
		・資源化実施後の可燃ごみ量	t/年		13,464			3,708		3,212		3,191	3,178	3,166
		・資源化実施前の可燃ごみ量合計	t/年				45,045	44,837	44,626	44,406			43,705	43,359
	減量	・資源化実施後の可燃ごみ量合計	t/年	44,626	43,133	36,337	26,608	26,179	25,760	23,138	19,790	19,695	19,497	19,289

[※]令和12年度(2030年度)以降の数字については、令和11年度(2029年度)までに行うごみ減量・資源化施策に、人口減少を踏まえた減量・資源化量で試算しています。

可燃ごみ焼却経費試算

資料3

【処理単価試算結果】

<焼却処理概算経費>

(千円)

	(令和)2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
維持管理等共通経費	591,808	590,877	589,953	589,483	341,452	407,271	407,271	407,271	403,795	398,192	397,461	396,875	395,936	395,128	394,334	6,707,107
定期補修経費	48,750	30,000	30,000	30,000	49,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	65,000	65,000	46,000	1,658,750
計	640,558	620,877	619,953	619,483	390,452	592,271	592,271	592,271	588,795	583,192	582,461	581,875	460,936	460,128	440,334	8,365,857
(ごみ1kg当り経費:円/kg)	38.55	37.64	37.86	37.97	34.09	29.61	29.61	29.61	29.44	29.47	29.57	29.66	23.64	23.73	22.83	* 30.47

【各市町概算負担額】

<ごみ焼却量>

(t/年)

	(令和)2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
逗子市	10,796	10,685	10,574	10,518	8,332	7,970	7,617	7,276	6,941	6,841	6,806	6,768	6,731	6,687	6,644
葉山町	5,820	5,810	5,801	5,796	3,120	3,116	3,110	3,104	3,100	3,094	3,078	3,060	3,043	3,026	3,009
鎌倉市	_	-	-	1	1	8,914	9,273	9,620	9,959	9,855	9,811	9,791	9,723	9,679	9,636
合計	16,616	16,495	16,375	16,314	11,452	20,000	20,000	20,000	20,000	19,790	19,695	19,619	19,497	19,392	19,289

<ごみ焼却量比率>

、このが知事が十二															
	(令和)2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
逗子市	0.6497	0.6478	0.6457	0.6447	0.7276	0.3985	0.3809	0.3638	0.3471	0.3457	0.3456	0.3450	0.3452	0.3448	0.3444
葉山町	0.3503	0.3522	0.3543	0.3553	0.2724	0.1558	0.1555	0.1552	0.1550	0.1563	0.1563	0.1560	0.1561	0.1560	0.1560
鎌倉市	_	_	_	_	-	0.4457	0.4636	0.4810	0.4979	0.4980	0.4981	0.4991	0.4987	0.4991	0.4996

<各市町概算負担額>

(千円/年)

	(令和) 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
逗子市	416, 171	402, 204	400, 304	399, 381	284, 093	236, 020	225, 596	215, 468	204, 371	201, 609	201, 299	200, 747	159, 115	158, 652	151, 651	3,856,681
葉山町	224, 387	218, 673	219, 649	220, 102	106, 359	92, 276	92, 098	91, 920	91, 263	91, 153	91, 039	90, 773	71, 952	71, 780	68, 692	1,842,116
鎌倉市	_	1	_	1	_	263, 975	274, 577	284, 882	293, 161	290, 430	290, 124	290, 414	229, 869	229, 650	219, 991	2,667,073
計	640, 558	620, 877	619, 953	619, 483	390, 452	592, 271	592, 271	592, 270	588, 795	583, 192	582, 462	581, 934	460, 936	460, 082	440, 334	8,365,870

⁽注) ごみ量での割合 (小数点以下4桁) で案分しているため処理単価検討結果の集計と1千円合致していない。

鎌倉市·逗子市·葉山町

鎌倉市環境部環境施設課 TEL:0467-61-3625

E-mail:siseken@city.kamakura.kanagawa.jp

逗子市環境都市部資源循環課 TEL:046-873-1111

E-mail:sigen@city.zushi.lg.jp

葉山町環境部環境課 TEL:046-876-1111

E-mail:kcp@hayama.kanagawa.jp